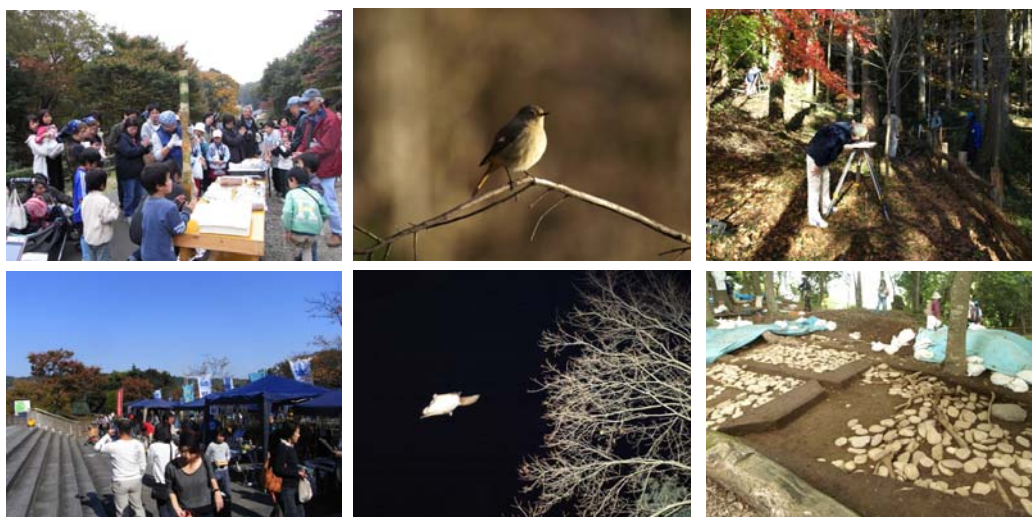


—歴史と自然資源を活かし、地域の誇りを育む公園づくり—

県立津久井湖城山公園 平成23年度事業計画書



財団法人 神奈川県公園協会

県立津久井湖城山公園

平成 23 年度事業計画書

(目 次)

1 基本方針・経営計画	頁
計画書 1 「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」	1
計画書 2 「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等」	4
計画書 3 「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」	9
＜付属書類＞	
年間維持管理計画表	
2 実施体制等	
計画書 4 「執行体制の内容」	25
計画書 5 「緊急時の体制」	28
計画書 6 「人材の育成計画」	31
計画書 7 「諸規程の整備」	34
計画書 8 「公園の安全管理」	36
計画書 9 「利用者への対応」	39
計画書 10 「利用促進方策」	43
計画書 11 「地域や関係機関との連携」	51

*本書は、「津久井湖城山公園維持管理基準書（平成 22 年 6 月改定版）」に基づいて作成した、平成 23 年度事業計画書です。前年度との変更部分は、赤字で記載してあります。

計画書1「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」

○ 当該公園の設置目的を踏まえた総合的な管理運営の方針について記入

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた管理運営について

私たち財団法人神奈川県公園協会は、平成18年度から指定管理者として、本公園の管理運営に取り組んできました。私たちは、これまでの管理運営の実績と経験に裏付けされたノウハウを最大限に発揮し、県の管理運営基準の「基本方針」「自然環境活用保全方針」「歴史環境活用保全方針」「維持管理方針」「運営方針」「その他、特に留意する点」に沿って、「津久井城と自然の恵みを市民に提供し、地域の財産として育てていく公園づくり」に取り組みます。

総合的な管理運営方針

「歴史と自然資源を活かし、地域の誇りを育む公園づくり」

管理運営のテーマ

城山の歴史と自然を守り
活かして未来へつなぐ

「地域の元気」に向けて
みんなでつくる

多彩な園地を活用した
出会いと交流

ア 城山の歴史と自然を守り活かして未来へつなぐ

- 城山の歴史環境を保全するとともに、遺構等の歴史調査、資料の蓄積と研究・公開、生涯学習や体験活動の機会を提供し、ふるさとの歴史への関心を啓発します。
- 園内の豊かな自然環境を保全して多様な生き物たちとの出会いの場をつくります。
- 貴重種を保護し、遺構地形を確認できるような植生管理を行い、魅力的で歴史的なイメージを抱かせる公園景観を提供します。
- 山頂から山麓の一体管理を通じ、基準書に示される環境特性や空間スケールを活かした歴史的風景の創造を目指します。



菜の花も風景に調和

イ 「地域の元気」に向けてみんなでつくる

- 津久井地域の人々のもとより、さらに広域な人材や団体とのネットワークづくりを進めながら、多様なニーズに応じる公園の管理運営体制の確保と充実を図り、地域の活力を引き出すため、ワークショップなどにより利用者等との意見交換や協働の機会を確保していきます。
- 「津久井元気プロジェクト」に継続して取り組んで地域との信頼を醸成し、公園づくりへの県民参加を促進します。



みんなでつくりうたう

ウ 多彩な園地を活用した出会いと交流

- 水景と一体となった湖畔の桜ならびに季節ごとの美しい花壇づくりを通じて、「行ってみたいくなる園地」としての魅力を高め、県民サービスの向上に努めます
- 広場、ベンチなどは緑の中の伸びやかでさわやかな施設として、パークセンター、研修棟は公園活用の活性化を図る施設として、公の施設の機能を発揮する管理運営に取り組みます。
- 清潔で安全・安心な施設を提供し、お招きの心を大切にした管理運営に努め、来園者との心の交流を図ります。



多彩な園地

(2) 利用者の平等な利用の確保について

ア 平等利用確保の考え方

本公園は都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、常に平等かつ公平・公正な取り扱いによる安全で快適な管理運営を行う責務があります。

そこで、私たちは、本公園の管理運営にあたっては、地方自治法第244条第2項、第3項の主旨に則り、正当な理由のない限り、利用を拒まず、**特定の個人や団体の利用を優先することのない**ようにすることを徹底し、子供から成人、高齢者、障がい者等がそれぞれの目的で楽しく公園利用ができるよう管理運営を行います。

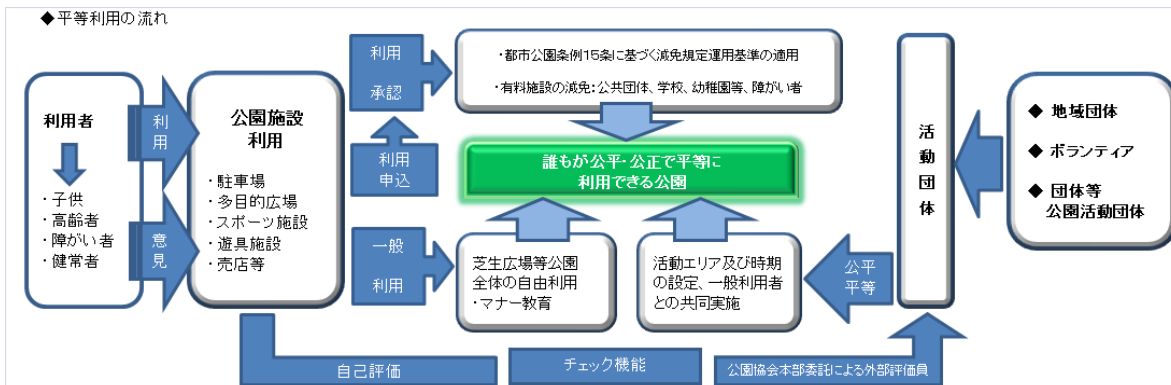
イ 平等利用に向けた取り組みについて

本公園は、地域の方々を始め、多様な人々が利用します。このため私たちは、園内や窓口での案内、さらには苦情、意見、要望等への対応など、あらゆる場面において、**公平平等、公正な判断対応が求められるため、相手の尊厳を尊重し、親切丁寧な対応**を行います。

利用者の価値観も千差万別であるため、中には不適切な利用や要望もあります。そのような利用者に対しても根気良く理解を求め、**特定の利用者の意見に偏らないよう配慮**します。

日々の管理運営業務において、平等の点で課題が生じた場合は、その**検証と必要な改善**を行い、平等利用の確保に努めるとともに、職員の人権・接遇研修等において、**公平平等について職員教育**を行い、**意識向上**を図ります。

【平等利用の流れ】



(3) 利用者や地域住民等に配慮した管理運営について

私たち財団法人神奈川県公園協会は、利用者意向の把握に努めて公の施設の使命に照らした管理運営に取り組み、県民サービスの向上に努めます。

ア 県民意向を受けとめて公園づくりに反映させます =しっかりと意向を受け止める

多様な利用者に平等にサービスを提供できるよう、利用のバリアフリー化を図ります。そのため、以下の要領で利用者のニーズを把握します。

- **県民意向把握の充実**：これまでの取り組み（アンケート調査、対面接客による意見交換等）をさらに充実させ、商工業者等、対象を限定したアンケートを採取するなどの新たな調査を行い意向把握に努めていきます。
- **地域の幅広い意向の把握**：地域や利用者が本公園に期待する事柄などを把握するため、県厚木土木事務所津久井治水センターと共同し、既存の「津久井湖城山公園の整備と遺跡に関する調整連絡会」の事務局として参画するほか、自然環境管理や公園利用に関する意見調整の場に積極的に参画し、利用者のほか、学識経験者や行政関係機関等との意見交換や情報発信を行い、ニーズの的確な把握や業務改善に反映します。

イ 公園の魅力や公園づくりの情報を発信していきます

＝身近な存在としてわかりやすく伝える

- 魅力の発信：季節ごとの草花など自然環境の魅力、最新の発掘調査の成果情報等、津久井湖城山公園の魅力と利用の仕方をわかりやすく伝えます。（屋内および屋外での展示、小冊子、ホームページ等）
- 管理運営情報の発信：ホームページで管理運営に関するスタッフ日記を毎日掲載し、旬の情報を伝えるとともにより公園を身近に感じていただけるよう努めます。

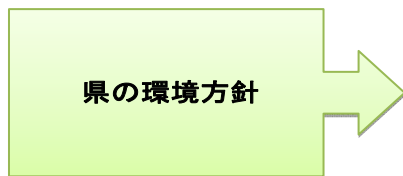
ウ 公園の管理運営に参画できる機会を確保していきます

＝共に汗して楽しめる取り組みを工夫する

- 本公園ならではの利用者同士や団体間の相互交流を図る仕組みを設け、関わり方の段階に応じた多様な活動の場の確保や活動環境の整備を進めます。
- 持ち込み企画については、本公園の趣旨に照らし併せ、関連事項との調整を図った上で、公園利用の促進や活性化を目的に受け入れを積極的に進めると共に、コーディネートを行います。

（４）環境に配慮した管理運営について

環境保全型行政に率先して取り組む県の環境方針を踏まえ、



- ① 豊かな環境の次代への継承
- ② 環境負担の少ない持続的発展
- ③ 環境保全上の支障の未然防止
- ④ 快適な都市と生活の実現
- ⑤ 地球環境保全に向けた取組

本公園では環境への配慮と工夫に継続して取り組みます。

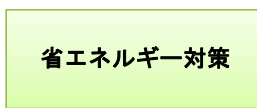


ムササビ

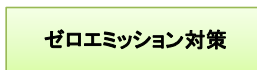
ア 利用者への環境配慮の伝達と管理運営に係る環境保全の必要性

本公園は城山および津久井湖畔の、自然豊かな環境にあります。水、緑、土、大気、さまざまな生き物たち等からなる環境の総合体であり、みどりが清浄な空気を生み、気象の緩和や生物の生息環境の提供の場等、私たちの豊かな生活環境に大きく貢献しています。私たちは、本公園において環境保全活動を通して、環境に配慮した管理運営に取り組みます。

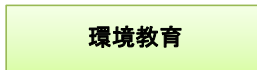
イ 具体的な環境保全の取り組み



- ① グリーンスクリーンの導入による夏季エアコンの節電と利用者への普及啓発
- ② 照明などの節電 ③ 雨天時の噴水停止 ④⑤ 駐車場でのアイドリングストップの要請
- ④ 駐車場でのアイドリングストップの要請



- ① 落ち葉等の堆肥化などによる活用、間伐材のチップ化およびテーブル等作成
- ② 事務用品等のグリーン購入 ③ ゴミの持ち帰り ④ 分別処理



- ① 環境教育指導者養成講座や体験活動の実施
- ② 普及啓発PR活動

など、環境負荷の低減に努めており、環境教育に寄与する活動にも取り組んでいます。今後も、環境配慮の視点で定期的に管理運営を見直し、必要な改善を図りながら環境にやさしい取り組みの努力を継続します。

*提案書 1 の記載内容に関して、具体的な内容は計画書 2 の (2) に記載してあります。23 年度の具体的な事業予定は計画書 2 (2) をご覧ください。

計画書2「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等」

○当該公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等を記入（応募者自身のPRの視点で）。

私たち財団法人神奈川県公園協会は、昭和50年の設立以来、都市公園及び自然公園の利用施設等の適切な運用及び維持管理、利用促進を図り、「県民の健康、やすらぎ、快適な生活の推進に寄与することを目的とした公益法人」であり、「公の施設の管理運営実績」には県民から高い信頼と評価をいただいています。

本公園においては、県北部に位置する城山ダムに隣接し、花と湖畔の景色を楽しみ、豊かな自然と中世の歴史にふれることのできる環境特性があります。そこで私たちは、この2年間指定管理者として地域や利用者の方々と協働した公園づくりを行うとともに、本公園の魅力や資源を活かし、向上させる技術とノウハウを蓄積してきました。

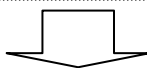
私たちは、本公園の指定管理者応募への参加にあたり、継続事業者としてこれまでの管理運営に関する技術と経験の蓄積を活かすと同時に、刻々と変化する社会ニーズに敏感に対応した新たな発想により、公益法人ならではの新たなサービスを、県民のみなさまに提供し続けたいと考えます。

(1) 応募者自身のノウハウを活かす提案

私たちのノウハウを活かす提案は次の通りです。

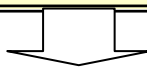
私たちが築いてきたノウハウ

- 1 「公の心」を育み、誰からも愛される質の高い公園づくり
- 2 かながわの郷土愛を醸成し、新しい喜びを展開する公園づくり
- 3 人と地域と共に育つ公園づくり
- 4 多様な生物を育む資源循環型の公園づくり



管理運営に活かす提案

- **安全安心・公平平等の実現**
誰もが安全・安心に、公平・平等に利用することのできる津久井湖城山公園をつくります
- **WE LOVE 神奈川マインドの発揮**
公の施設の実現として「誰よりも地域そして神奈川を愛する心」を注ぎます
- **資源（歴史・自然・地域文化）の高度利用**
「資源」を介して今まで培ってきた「人材、連携、情報」の「るつぼ」をさらに“たぎらせ”「地域の誇り」を育む拠点とします。
- **「インタープリテーション」の展開**
経験豊富な歴史（考古学）系の学芸員を中心とした運営スタッフは、より専門的な研修、研鑽をさらに続け、歴史解説や自然観察会などの公園利用やレクリエーションを通じ、歴史や自然といった公園資源の保全や活用の充実を図っていきます。



「歴史と自然を活かし、地域の誇りを育む公園づくり」

(2) 参加意欲及び抱負等がわかる具体的な提案

私たちは指定管理者として、本公園の歴史的風土を持つ豊かな自然環境の保全と、身近な自然にふれあえる森づくり、多様なレクリエーションの場の提供を目標に安全安心な維持管理を行ってきた実績があります。本公園の応募にあたり私たちは継続事業者として、「歴史と自然資源を活かし、地域の誇りを育む公園づくり」を目指し、県民に親しまれ、愛される管理運営に取り組みます。

ア 城山の歴史と自然を守り活かして未来へつなぐ**(ア) 遺構の保全、地域からの聞き取りを通じて地域愛を育みます**

- 「津久井城」や「地域が育んできた歴史」の聞き取り調査での地域意識啓発や、「津久井ふるさと談義」での交歓、「遺構の測量調査」での実感を大切にしていきます。
- こういった活動を通じて地域を愛する有志の交流を促し、成果を蓄積して社会に発信していきます。



津久井ふるさと談義

(イ) 保存状態の良い中世城郭を継承し体験を通じて価値を共有していきます

- 関東屈指の歴史資源を次代に受け継ぎ、学校教育や生涯学習に活用していきます。
- 一線級の学芸員を擁する私たちは、「歴史ガイドウォーク」「団体歴史ガイド」等の触れる体験企画を提供して、ふるさとの歴史への関心を育むほか、出張授業要請にも積極的に応えて地域に貢献していきます。



団体歴史ガイド

(ウ) 体験を通じて自然環境を読み解き、共に生きている実感を促します

- 植物の開花調査等を通して、園内の季節ごとの変化と魅力を体感できる人と自然との出会いの機会を提供支援します。
- 旬の自然を紹介する「自然観察会」や「ネイチャーゲーム」等を企画開催して自然環境保全への意識啓発を行っていきます。
- 様々な自然プログラムによって得られたデータは、蓄積して展示や小冊子等で情報を発信していきます。



自然観察会

(エ) 中世津久井城の景観復元とプロセスへの参加による郷土意識の啓発

- 「中世農園」とその耕作作業による中世風景の擬似再現に市民参加で取り組み、中世津久井城のたたずまいを感じさせる景観を創出していきます。
- 里山の代表種であるオオムラサキの生息に適した環境を整備していくことで里山空間を創出していきます。そのための植物管理方法などの管理手法を工夫していきます。



中世農園

イ 「地域の元気」に向けてみんなで作る

(ア) 多彩な人々の多様なニーズを受け止め、ともに拓げていきます

- 「地域の核」的な存在を目指します。城山の自然と歴史資源を介して様々な人の多様なニーズを集積し、推敲し、攪拌し、共に新たな価値を作り上げていきます。
- 親密な地域のネットワークに加え、「のろし上げイベント」などを共に培っていただけるような広域な人材・機関との連携を積極的につくり（後北条氏ネット（仮称））、外部からの注目を集めて地域の人たちの誇りを醸成し、また、広汎で高質なサービスの提供をしていきます。



後北条氏ネットにつながる
歴史遺構見学会

(イ) 様々な活用場と機会を提供し、地域と共に育んでいきます

- 地域の商工団体等に働きかけて「津久井城酒」ほか津久井城オリジナルグッズの創作等の企画に参画し地域経済に貢献する「津久井元気プロジェクト」を推進します。
- 「つくい逸店市」「津久井湖さくらまつり」「ルピナスまつり」といった既存イベントの拡充や新規事業の共同運営により互いの信頼関係を高く築きともに地域の明るい未来を模索していきます。



津久井城酒（イメージ）

ウ 多彩な園地を活用した出会いと交流

○ 四季の彩りが水面を飾る、「行ってみたいくなる園地」を創ります

- ・古株を補い湖畔のサクラの景を継承し、菜の花、ルピナスと季節の彩りのバトンを巡らせて来訪者をお招きします。
- ・水面の伸びやかな景観をゆったりと眺め、休憩できる施設の運営に努めます。



ルピナスの花壇

○ 地形変化を楽しむ道を保安し、自然と歴史が織り成す風合いを大切にします

- ・未開園区域であっても城山登山道の巡視を定期的に行い、関係諸機関と連携して登山者の安全を確保し緊急時にも備えています。
- ・来園のたのしみである種類豊富な山野草を活かしつつ、快適な利用を実現するべく植物管理を工夫していきます。
- ・ベンチ等の施設配地では、歴史の環境に抱かれた雰囲気や損なうことなく素材においても可能な限り園内発生材を使っていきます。
- ・パークセンターは、県民ニーズに照らしながら、地元の方々の拠りどころ、そして情報交換の場、また緊急時には情報連絡拠点として活用していきます。



丸太ベンチとテーブル

○ 安全はすべてに優先させて、安心快適な利用を提供します

- ・出勤後すぐに巡視を行い毎日園内細部にまで目を行き届かせて、利用者に清潔で安全・安心な施設を提供します。
- ・特に子どもたちが集う遊具施設は、徹底した安全管理を行います。
- ・スタッフは動く利用案内板として、常時ゴミ袋を携帯して園内を常に清潔に保つとともに、出会った利用者といささかプラスひとこと（天気の話など）を心がけ、コミュニケーションを図っていきます。



携帯用ゴミ袋

★提案書 2 (2) の記載内容に関して、23 年度に行う具体的な事業内容（予定）を以下に示します。項目ごとにご覧ください。

ア 城山の歴史と自然を守り活かして未来へつなぐ

(ア) 遺構の保全、地域からの聞き取りを通じて地域愛を育みます

- 25 年度の利用者に活用していただき保全意識を啓発できる「津久井城データベース」基礎完成を目指して、データベースのフォーマット作成を行います。
- 周辺の歴史聞き取り調査を「城山むかしがたり」という市民参加型対談形式のイベントのかたちで行います。得られた資料は蓄積していきます。
- 22 年度から相模原市、市立博物館と協働で始めた市民参加型の津久井城遺構測量調査を継続して行います。

(イ) 保存状態の良い中世城郭を継承し体験を通じて価値を共有していきます

- 津久井地域の多くの小中学校・高校が授業の一環として来園できるような学習プログラムの作成を行っていきます。要請を受ければ出張授業も積極的に行います。
- 24 年度からの歴史ガイドボランティア主体となった団体歴史案内の発足を目指して、歴史ガイドボランティアの研修を兼ねた団体歴史案内を行っていきます。
- 利用者や地域によりわかりやすく伝えるための情報発信に取り組んでいきます。

(ウ) 体験を通じて自然環境を学び、共に生きている実感を促します

- 親しみやすい里山環境を創出するための管理計画の策定に向けて、動植物目録の整理、所在把握を行います。旬な情報は展示・ホームページなどで発信していきます。
 - 「自然観察会」「ネイチャーゲーム」等自然環境保全意識を啓発する行事を行います。
- (エ) 中世津久井城の景観復元とプロセスへの参加による郷土意識の啓発を働きかけます。
- 中世にあった作物を育て景観復元を図る「中世戦国農園」を、運営します。
 - 里山景観保持のため、山野草、野鳥、昆虫等に配慮したきめ細やかな管理を行います。
 - 遺構の存在を際立たせる除草方法を確立するため、他城址公園の視察や聞き取り調査などを行い、データを蓄積していきます。

イ 「地域の元気」に向けてみんなでつくる

(ア) 多彩な人々の多様なニーズを受け止め、ともに拡げていきます

- 多様なニーズを把握するため、公園利用に関する座談会などの意見交換をしていきます。
- ニーズを的確に把握するため、必要に応じて焦点を絞ったアンケートを取っていきます。
- 後北条氏の城郭関連施設と相互連携を図るため、後北条氏関連施設にスタッフを派遣して顔合わせ・調整を行います。

(イ) 様々な活用の場と機会を提供し、地域と共に育んでいきます

- 地元商工業者と連携して津久井城関連商品の開発の協力体制を組み、津久井城の魅力を広く PR していきます。
- 「つくい逸店昼市」「津久井湖さくらまつり」「ルピナスまつり」等を地域と共同して行います。

ウ 多彩な園地を活用した出会いと交流

○ 四季の彩りが水面を飾る、「行ってみたいくなる園地」を創ります

- 景観木となっている湖畔のサクラを大切に育んでいきます。
- 桜以外の花も計画を立てて植栽し、桜とマッチし、桜の後にも公園を楽しめる花壇を作ります。

- 津久井湖畔の活性化の一助となるべく、関係機関との連絡会をもちます。
- 水の苑地の立地を活かし、植栽草花を工夫して湖面や水景施設とみどりが引き立つ空間を創造していきます。
- 地形変化を楽しむ道を保安し、自然と歴史が織り成す風合いを大切にします
- 山麓と山頂の遺構や樹林地を巡る登山道や遺構が集中する新規開園区域の園地について、個々の体力やテーマに沿った利用ができるよう、保安管理を行います。また、地形の制約による利用に伴うリスク発生の可能性や保安林や自然環境保全地域に基づく行為規制について、利用者への周知徹底を図ります。
- 警察・消防と連携して登山者の安全確保に努めます
- 豊かな里山景観や多様な生物が息づく空間の創出を目指し、実施時期や頻度などについて、実験的な試行を重ねた植物管理により、公園利用や安全・安心の確保との調和を図っていきます。
- 風景にあったかたちで、園内発生材によるテーブル・ベンチを適正に製作します。
- パークセンターを利用者の拠りどころ・緊急避難所・情報交換の場として適切に維持管理します。
- 安全はすべてに優先させて、安心快適な利用を提供します
- 毎朝の巡視を、年間を通して継続します。
- 遊具の点検は、点検計画に沿って行います。
- 常時ゴミ袋を携帯して常に園内を清潔に保つよう、スタッフに指導します。
- お客様への挨拶プラスひとことのコミュニケーションがとれるよう、スタッフに接遇指導します。

計画書3「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」

○当該公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方について記入。

(1) 当該公園の特性と課題について

本公園は、周囲が豊かな水と緑に囲まれた地域に位置し、戦国時代には山城がある等、特徴的な歴史背景を持つ、また、大きく2つのエリアに分かれている等の特性を持っています。こうした特性を踏まえ、私たちは正確に課題を捉え、的確な維持管理を行っていきます。

ア 各エリアの主な施設



城山遠景



花の苑地



水の苑地



パークセンター



津久井城の遺構と園路



山頂園地

イ 各エリアの特性と課題

本公園の立地条件や整備内容をもとに、エリア毎の特性と課題、対応の考え方を以下に示します。

エリア	特性	特性と課題の内容	課題
公園をとりまく環境	人口流出	少子高齢化や産業構造の変化による若年層の域外への流出により地域の賑わいが低下しつつある。	地域の賑わいの低下が懸念される
	建設中の広域道・圏央道	都市部からの新たな利用者の獲得が期待される半面、産業構造の変化により商店街の衰退が懸念される。	商店街の衰退が懸念される。
全 体	津久井湖の湖面景観	本公園に面して津久井湖があり、うるおいと安らぎのある水景観を有している。	公園からの水辺景観の確保
	大きく4つのエリア（水の苑地、花の苑地、根小屋地区、津久井城址・城山地区）に分かれている	それぞれのエリアとの距離があるため、公園としての一体感が薄い。利用者も、それぞれ単独で利用する傾向がある。	公園の全体的な一体感が薄い
	整備拡大中の公園である	未開園エリア整備について、専門家や地域の方との話し合いの中で、計画が進められている。その整備方針等の情報を収集し、開園区域の公園管理運営に反映するとともに、将来展望を持ち業務を進めることが求められる。	整備途中の公園
	サクラの名所	主に花の苑池、水の苑地を中心にサクラがあり、春には多くの来園者が訪れる。それらサクラは老木化しているものもあり、健全な育成を図ると共に、後継樹の植栽を行っていく必要がある。また水源地のため薬剤の使用は控える。	サクラの老木化
花の苑地・水の苑地	ドライブイン的な利用	車の通過交通の多い県道に面していることから、ドライブの休憩所としての利用が多い。ここから根小屋地区へ利用する来園者は少ない。	公園全体を利用してもらう工夫
	園内に彩りを添える花壇	ハーブガーデン、大きな斜面花壇、ボランティア花壇等四季おりおりの花を楽しむことができる。特に花の苑地は、花壇が奥にあり目立たないため、効果的な見せ方が必要である。	効果的な花修景
	地元観光協会等との連携	苑地に面して地元物産品等を販売する観光センター等がある。それらと連携し、円滑な公園管理運営をおこなう必要がある。	地域団体との円滑な公園管理運営

エリア	特性	特性と課題の内容	課題
	歴史的遺構がある	園内に歴史的遺構があるため、それらを保全しながらの維持管理が求められる。	歴史的遺構の保全
根小屋地区	体験学習等の場	本公園の自然や歴史等を展示したパークセンターや、さまざまな学習の場として使われる研修棟が配置されている。それらの施設は、県民が関わりながら、体験学習等を展開することが求められる。	体験学習等に対応して展示の設置、維持管理
	自然環境の保全	広葉樹林、針葉樹林、畑地、沢等多様な自然環境があり、さまざまな生物と触れ合える環境が整っている。	生物多様性の継承
	手入れされていない杉林	うっそうと薄暗く見苦しく、また地上に陽がささない。	密集した杉林がある
	木製の施設	アスレチック遊具、デッキ周遊園路、森のステージ、野外卓、ベンチ等、木製の施設が多い。木部の腐食、ボルトの緩み等を点検し、事故の未然防止を図ることの必要である。	施設の安全管理
津久井城址・城山地区	登山道の安全確保	城山全域におよぶ登山道の安全確保が必要とされ、また緊急時の柔軟な対応が求められる。	リスクの低減を目的とした定期的な巡視 除草・施設保守・補修等の管理の徹底 利用者の意識啓発
	樹林地の適正管理	保安林や自然環境保全地域に指定されていることから、それぞれの目的に応じた適正な管理が求められる。	関連諸機関等との連携
	利用の推進	スケールメリットを活かすため、城山の歴史・自然をテーマとした、山頂と山麓やパークセンターを絡めた一体感のある利用の促進が求められる。	継続行事の拡充 新規行事の展開 歴史・自然情報の発信 以上、園地の運動性を追求
	トイレの快適利用	山頂のトイレは暗くて汚いので改善してほしいというアンケート意見が多く寄せられている。	トイレの清掃管理 適正な、し尿処理 エコトイレへの更新

私たちは、この特性と課題を踏まえ維持管理の考え方を

- ① 本公園の自然と歴史資源の保全と魅力を高めること
- ② 地域や県民との協働による公園づくりとさまざまな体験企画を実践すること。
- ③ 安全で快適な利用を支える確実な施設管理運営を行うこと。

と捉え、事項で挙げる具体的な取り組みを実践します。

(2) 公園の特性と課題を踏まえた現在の管理水準以上の具体的な提案

ア 特性と課題を踏まえた維持管理の提案

私たちは、管理運営の総合的な管理運営方針である「歴史と自然資源を活かし、地域の誇りを育む公園づくり」を実現するため、各エリアの特性と課題を踏まえ管理運営テーマの目標に沿って維持管理を行います。公園の維持管理に当たっては特性と課題を踏まえ、適時、モニタリングを実施し、より効率的効果的な管理運営を行うため、コスト削減を図り適切かつ確実な維持管理を継続して行います。

また、四季を通じて公園をより魅力アップするための花木の植栽を増やし、園地管理での発生材については園内での有効利用を図るとともに県民の要望に応じて提供し、園内処理 100%を目指します。

■ 公園を取り巻く環境

管理重点事項 (課題)	提案内容	平成21年度～平成25年度の 維持管理事業計画	予測される効果
地域の賑わい低下が懸念される	関係者とのさらなる連携	○地元商工関係者と連携した特産物販売およびPR活動の継続。また定期的な会合を設けて地域との情報交換を行なう。	地域の活性化
商店街の衰退が懸念される	新たな事業の提案	○城山(津久井城)を中心とした地域ツーリズムの提案により都市部からのお客様の誘導を図る。	都市部からの利用者(観光客)の増加による商店街活性化

■ 津久井湖城山公園全体

管理重点事項 (課題)	提案内容	平成21年度～平成25年度の 維持管理事業計画	予測される効果
公園からの水辺景観の確保	効果的除草・枝打ちの実施	○公園に隣接する津久井湖畔の除草・枝打ちを効果的に行なう。園外に関しては企業庁と調整し作業を行なう。	湖畔景観の美化による利用者の満足度が高まる。
公園の全体的な一体感が薄い	看板やパンフレットの作成・配布と草花等での各地区の特色の創出	○効果的な看板の設置や地図・パンフレットの配布	3つの地区の回遊性が図られる
		○草花等で地区ごとの特色を打ち出し各地区の回遊性を高める。	
整備途中の公園	整備情報の提供と未開園エリアの安全確保	○整備予定の情報を把握し、利用者への情報提供を的確に行なう。	登山者の安全確保による利用者の危険回避
		○未開園エリアに関しては関係諸機関と調整し利用者(登山者)の安全を確保する。	
埋蔵文化財包蔵地(城山全体)の保全	遺構の適正な維持作業展示業務の拡充	○効果的な草刈り、樹木伐採を行う。	○歴史的遺構の確実な保全 ○歴史を通じた関係機関と連携による利用促進事業の充実化
		○利用者に対する普及啓発活動、自主的な調査の実施	
		○周辺及び他地域の中世城郭施設と連携し、良質で多くの情報提供等の展開を図る。	

■ 水・花の苑地

管理重点事項 (課題)	提案内容	平成21年度～平成25年度の 維持管理事業計画	予測される効果
サクラの老木化	○既存のサクラの育成管理及び新たなサクラの植栽	○新たにサクラ(ソメイヨシノ他)を植栽する。 ○30本/年、5年間で150本の花木を植栽する。	老木の更新により、知名度が上昇し利用者が増加
○公園全体を利用してもらおう工夫 ○休憩施設の不足	○看板やパンフレットの作成・配布と草花等での各地区の特色の創出 ○野外卓、ベンチの設置及び日よけの設置	○間伐材の野外卓、ベンチの設置を重点的に設置、それに自然素材の日よけも設置する。	3つの地区の回遊性が図られる
効果的な花修景	四季を通じた花で公園を修景する	○サクラの保護育成の継続充実 ○ルピナス等の花壇の増加、種類の増加(実施目標 20,000株 → 25,000株に拡大)	来園者の憩いの場の創出
地域団体との円滑な公園管理運営	商工関係者との連携	○津久井町、城山町の商工関係者との打ち合わせを四半期ごとに開催し、意見交換を行う。	観光センターをはじめとする地域観光の活性化

■ 根小屋地区

管理重点事項 (課題)	提案内容	平成21年度～平成25年度の 維持管理事業計画	予測される効果
遺構の保全	草刈り、樹木伐採等	○現況地形に見られる遺構の景観に配慮した草刈りの実施 ○法面崩壊防止するための、樹木伐採も実施	遺構の保全、継承
体験学習等に対応した展示企画	展示や講座と野外展示の一体化	○パークセンターでの展示・研修棟での講座と関連した野外展示を行なう。	展示・研修施設と野外フィールドー一体的活用がなされ、体験学習の効果が期待できる
生物多様性の継承	樹林の間伐による林内整理及び草刈り	○計画的な樹林伐採、更新作業貴重種等の配慮した選択的草刈りを実施する。	動植物豊かな樹林形成
施設の安全管理	施設点検の充実	○木製施設を特に重点的に点検する。	利用者の安全確保
密集した杉林がある	間伐または開伐	○間伐は美林に仕上げる。開伐は広葉樹への林相転換を図る。	○杉美林へ ○美しい広葉樹の区画をつくりだす
サクラ等花木の育成管理	既存のサクラの育成管理及び新たな植栽によるサクラ等での景観創出	○コイジ付近にサクラ等花木を植栽する。 10本/年、5年間で50本の花木を植栽	花と歴史の名所として知名度が上昇し、利用者が増加

イ 津久井湖城山公園の維持管理重点事項

- (ア) 利用者に常に快適な空間や安全・安心な憩いの場を提供するため、景観に配慮した樹木管理や草地管理、花壇管理を必要に応じて行い、適切な維持管理に努めます。
- (イ) 豊富な森林資源の整備については必要に応じて増加する古損木処理、枝落とし等を行います。
- (ウ) **機械除草について特に園路沿いの景観や動植物とのふれあいの機会の場の確保に配慮し対応します。**
- (エ) 平成 21 年度から 5 年間で新たな管理目標と重点事項を定め、維持管理基準を尊重した管理に努めますが、重点事項については管理基準を超えて適切に管理します。
 なお、現場においては、県民や地域住民の皆様等の意見や要望を尊重した臨機応変な対応が求められることが予測されます。その場合は県と協議を行い、適切な対応を図ります。

管理水準以上の項目

管理項目	単位	管理基準	事業計画	増減	理由
高木管理					景観向上のため
基本剪定	本	10	30	20	
・園内一円					景観向上のため
草地管理					
機械除草	㎡	17,400	26,100	8700	景観向上のため
・花の苑地					
花壇管理					19年度実績
花植え	株	2,000	20,000	18,000	
・園内一円					夏休み期間
夜間警備	時間				
時間延長		0	50	50	青少年非行防止のため
・園内一円					

ウ その他の管理水準以上の提案

サクラまつり以外にでもイベントなどによりお客さまが多くなる時は交通誘導を配置してお客様や近隣のご迷惑にならない様に対応します。

夜間警備については特に夏休み期間、公園利用の 19 年度までの実績を考慮して時間延長します。(夏休み期間 夜間巡回警備時間延長 50 日×1 時間)

エ ゼロエミッションへの取り組み

森林整備など特に植物管理で発生する間伐材などについてはチップ化による園路・登山道整備、イス、テーブル等作成、さらには土留め材に使用、また堆肥化し有効利用を図っていきます。



発生材の有効活用

オ 効率的効果的な維持管理のための取組み

別紙、年間維持管理計画表に則して作業を進めるにあたり、より効率的・効果的な管理運営を行うための取組みを行い、経費の節減を図りながら適切かつ確実な維持管理を継続します。

効率的・効果的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 委託対象業務の集約発注による経費節減 ② 公募型提案方式による業者選定 ③ 繁忙期、閑散期に対応した柔軟な人事配置 ④ リース機器や物品購入の集約発注
-------------	--

★計画書 2 に掲げた具体的提案のうち、平成 23 年度から計画的に実施していくものについて以下に示します。ここに挙げた以外は 21 年度から順次実施しております。

■ 公園を取り巻く環境

提案内容	5 年間での事業計画	平成 23 年度の事業計画
新たな事業の提案	城山（津久井城）を中心としたツーリズムの提案により都市部からのお客様の誘導を図る。	城山のさまざまな魅力が感じられる PR 資料の 24 年度作成に向けて検討する。

■ 水・花の苑地

提案内容	5 年間での事業計画	平成 23 年度の事業計画
桜の補植（老朽化が課題）	5 年間で 150 本の桜を新たに植栽する。	平成 21・22 年度に行った樹木医による診断結果を受け、老齢化が著しいサクラの管理を適切に行うと共に、必要に応じて補植などを行い、活力あるサクラ林の維持に努める。

■ 根小屋地区

提案内容	5 年間での事業計画	平成 23 年度の事業計画
生物多様性の継承	計画的な樹林伐採、更新作業。貴重種等に配慮した選択的草刈り	山野草だけではなく、鳥類や昆虫といった生物の棲息空間の保全にも配慮した総体としての里山空間の創出を図るため、除草の場所や実施時期をきめ細かく変えていく。また、園路沿い等の利用空間や施設を損傷する恐れがある危険木以外の伐採は十分に検討したうえで判断し、里山の自然環境の適切な維持管理に努める。

*以下は、平成 22 年 7 月 15 日拡大変更後の計画です。

■根小屋地区

管理重点事項	平成 23 年度の事業計画	平成 23 年～25 年度の事業計画	予測される効果
太井広場の管理	適正な草地・低木管理	継続	清潔で快適な緑空間の創出
小網園地の管理	適正な草地・低木管理	継続	清潔で快適な緑空間の創出
小網エコトイレの管理 (根小屋地区エコトイレ管理)	毎日の巡視による点検清掃と、週 3 回以上の清掃で使用頻度をチェックし、今後の管理計画を立てる。毎日の施錠・開錠を行う。年に 4 回の専門業者による精密点検を行う。合わせて根小屋地区のすべてのエコトイレに関して同じく精密点検を行う。	管理計画を実施する。	清潔で安心・安全な便所
モノレールの管理	月に 1 度の点検走行を行い、また年に 1 回の専門業者による精密点検を行い、常に使用できる状態を維持する。	継続	いつでも安心して運転できる状況が作られる

■津久井城址・城山地区

管理重点事項	平成 23 年度の事業計画	平成 23 年～25 年度の事業計画	予測される効果
保安林区や自然環境保全地域に指定されている樹林地の管理	関連機関との調整を行い、適正な樹林地を保全する。	継続	保安林、自然環境保全地域として適正な樹林地
公衆便所の管理	月に 2 回以上の清掃と月に 1 回の汲み取りを行う	継続	清潔で安心・安全な便所
登山道の管理	月 2 回、登山道全線の巡視を行い、危険箇所や施設保全への対応、利用者自らが危険や異常を認識できるような空間整備等の安全管理を行う。強風等の災害後は、特別に巡視を行う。	継続	安全・安心な登山道
山頂園地、鷹射場園地の管理	適正な除草、清掃管理を行う。	継続	快適な休憩空間の創出
ベンチ・野外卓の管理	既設のものは清潔に管理する。	必要に応じてベンチやテーブルを追加し、利用者の休憩に資す	快適な休憩空間の創出
城山の自然や遺構を包み込む緑としての樹林	自然環境の保全と景観の確保を調整しつつ、適	継続	樹林地の適正な維持

地管理	正な管理を行う。		
モノレールの管理	月に1度の点検走行を行い、また年に1回の専門業者による精密点検を行い、常に使用できる状態を維持する。	継続。緊急時の救急隊との連携を調整。	緊急時でもすぐに出動できる状態の維持
解説標識の管理	登山道巡視の際に、定期的に清掃を行う。既存看板の精査を行い、位置や必要性について関係機関と調整する。	必要に応じてわかりやすい簡易誘導看板の作成・設置を行う	安心できる案内表示
危険個所の周知等利用上の重要情報の効果的な提供	危険個所に関してはわかりやすい周知看板を作成し設置する。	継続	安心な利用
自然資源や歴史資源に関する情報の効果的な提供	四半期に1回の定期刊行物の作成と配布。	定期刊行物配布	城山の自然・歴史資源の利用者への周知による来園者・リピーター増
自然資源や歴史資源を体感する行事の実施	「城山キャスリング」「自然観察会」の継続。新規行事の模索	既存行事の拡充 新規行事の実施	行事参加による来園者・リピーター増。資源の周知による愛好心の醸成

<付属書類>

年間維持管理計画表 (表中赤字が変更部分です。)

管理項目	業務内容	業務内容詳細	管理エリア	基準書		事業計画		備考	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
				規模・単位	実施回数	規模・単位	実施回数														
高木管理	落葉樹	基本計画を中心とした樹・年度毎に実施エリアを選定し、計画別に実施する	園内一円	10 本	1回/年 必要に応じて	150 本	1回/年 必要に応じて	委託・直営													
		枯枝や高幹阻害枝等の枯落し	園内一円 根小屋地区 大井地区 津久井城址・城山地区	130 本 10 本 5 本 15 本	必要に応じて 必要に応じて 必要に応じて 必要に応じて			委託・直営													
高木管理	枯損本処理	枯木、病害虫による樹幹腐朽化を伐採する。	園内一円 大井地区 津久井城址・城山地区	380 本 5 本 5 本	必要に応じて 必要に応じて 必要に応じて	150 本	必要に応じて	委託・直営													
		目視点検により、地際より伐採する。	園内全域園路	式	必要に応じて			直営													
植物管理	樹木管理	下草刈り 機械除草(肩掛式)	根小屋地区 大井地区 津久井城址・城山地区 津久井城址・城山地区・泰山道	37,300 m ² 20,000 m ² 14,100 m ² 2,130 m ² 11,900 m ² 4,420 m ² 9,420 m ²	3回/年 2回/年 2回 1回/年 2回 必要に応じて	105,820 m ²	必要に応じて △(37,300× 2+20,000× 1+14,100×1 =108,700)	委託・直営													
		間伐材及び枯損木等の有効活用	園内一円	300 m ²	必要に応じて	300 m ²	必要に応じて	委託・直営													
植物管理	間伐材活用	間伐材による有効活用	園内一円	5 基	必要に応じて	5 基	必要に応じて	委託													
		ベンチ製作設置	園内一円	9 基	必要に応じて	10 基	必要に応じて	委託													
中低木管理	刈込物手入れ	利用者への安全と日々の清掃に配慮した剪定	水の苑地 花の苑地 大井地区	1,927 m ² 630 m ² 240 m ²	1回/年 1回/年 1回/年	2,797 m ²	1回/年	委託													
		公園管理員による日常管理 巡視等により適正な時期を判断し実施する	水の苑地 花の苑地 根小屋地区 園内一円	1 式 1 式 300 m ²	必要に応じて 必要に応じて 1回/年	1 式	必要に応じて	直営													
中低木管理	病虫害防除	都市公園等における農薬指針等に基づき薬剤散布等の処理を行う	水の苑地 花の苑地	1,927 m ² 630 m ²	1回/年 1回/年	1 式	必要に応じて	直営													
		雑草の除去	水の苑地 花の苑地 大井地区 園内一円	1,927 m ² 630 m ² 240 m ² 300 株	1回/年 1回/年 1回/年 必要に応じて	2,797 m ²	1回/年	委託・直営													
中低木管理	樹木補植	樹高50~100cm未満	水の苑地 花の苑地	300 株	必要に応じて	300 株	必要に応じて	委託													
		樹高100cm未満	水の苑地 花の苑地	300 株	必要に応じて	300 株	必要に応じて	委託													

管理項目	業務内容	業務内容詳細	管理エリア	事業計画		事業計画		備考	1月	2月	3月
				規模・単位	実施回数	規模・単位	実施回数				
草地管理	除草	刈払機を用い、雑草を刈り取る。刈草等により適正な時期を判断し実施する。	花の苑地 根小屋地区 根小屋地区 本荘地区 津久井城址・城山地区 計	8,700 m ²	2回/年	84,000 m ²	3回/年 必要に応じて	委託・直営			
				9,400 m ²	2回/年	5,800 m ²	5回/年 必要に応じて				
草地管理	芝生地除草	刈草を刈り取り、堆肥・有機質肥料を施す。必要に応じて、エアレーションを行う。	水の苑地・花の苑地	1,160 m ²	1回/年 必要に応じて	1,160 m ²	1回/年 必要に応じて	委託			
				28,000 m ²	5回/年 必要に応じて	4,600 m ²	5回/年 必要に応じて				
植物管理	バラ園管理	除草 基本剪定・軽剪定 葉肥・病虫書除去 病虫書除去	水の苑地	920 m ²	2回/年	1,840 m ²	2回/年	直営			
				2,000 株	1回/年 必要に応じて	920 株	1回/年 必要に応じて				
草地管理	草花管理	花苗(球根)植付け 除草・消毒外	園内一円	2,000 株	必要に応じて	20,000 株	必要に応じて	直営、委託			
				1 式	必要に応じて	1 式	必要に応じて				
草地管理	雑草管理	雑草の年間利用計画を決定の上計画に基づき年間管理を行う	根小屋地区	1 式	必要に応じて	1 式	必要に応じて	直営			
				1,460 m ²	4回/年	1,460 m ²	4回/年				

管理項目	業務内容	業務内容詳細	管理エリア	事業計画		事業計画		備考	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
				規格・単位	実施回数	規格・単位	実施回数																			
				1基	1回/日	1式	1回/日																			
施設管理 工作物管理	遊具点検	大型滑り台定期点検	四季の広場	1基	1回/日	1式	1回/日	直営																		
		木製スプリング遊具定期点検		1式	1回/日	1式	1回/日																			
	設備点検	ロープウェイ遊具定期点検	水の荒地カスケード	1式	1回/日	1式	1回/日	直営																		
		噴水設備		水の荒地噴水池	1式	1回/日	1式		1回/日																	
	工作物点検	安全点検	管理員による目視点検。破損、動作不良箇所の確認	本飲み場	1式	1回/日	直営	1式	1回/日																	
			管理員による目視点検。破損、汚損箇所の確認	トイレ	1式	1回/日																				
			管理員による目視点検。破損、汚損箇所の確認	遊具	1式	1回/日																				
			管理員による目視点検。破損、汚損箇所の確認	遊具	1式	1回/日																				
			管理員による目視点検。破損、汚損箇所の確認	休憩所	1式	1回/日																				
			管理員による目視点検。破損、汚損箇所の確認	ハンゴラ	1式	1回/日																				
管理員による目視点検。破損、汚損箇所の確認			ベンチ	1式	1回/日																					
管理員による目視点検。破損、汚損箇所の確認			野丸卓	1式	1回/日																					
管理員による目視点検。破損、汚損箇所の確認			木製デッキ	1式	1回/日																					
管理員による目視点検。破損、汚損箇所の確認			築井公園橋、とほほり橋、城坂橋	1式	1回/日																					
工作物点検	動作確認	原則2人体制による日常巡視及びゴミ拾い	登山道	1式	1回/2週	直営	1式	1回/2週																		
		管理員による点灯確認	園路・広場	365回	1回/日																					
		管理員による動作確認	園内照明灯	1式	随時																					
		管理員による動作確認	放送設備	1式	随時																					
		管理員による目視点検	園内一円	1式	1回/日																					
		管理員による目視点検	園内便所	1式	1回/日																					
		管理員による目視点検	園内一円	1式	随時																					
		管理員による目視点検。破損箇所が見つかった時	園内一円	1式	随時																					
		管理員による目視点検。破損箇所が見つかった時	園内一円	1式	随時																					
		その他	雨水排水設備	雨水排水設備	雨水排水設備				1式	1回/日																
	便器アース、手洗い、廁、マンホール	便器アース、手洗い、廁、マンホール	便器アース、手洗い、廁、マンホール	1式	1回/日																					
	工作物維持補修	工作物維持補修	工作物維持補修	1式	随時																					

管理項目	業務内容	業務内容詳細	管理エリア	事業計画		事業計画		備考	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
				規模・単位	実施回数	規模・単位	実施回数																
園内清掃	①園路、広場清掃	清掃業者による清掃	水の苑地・園路 広場	1 式	133日	1 式	1 式	直営															
	②園路、広場清掃	管理員による園路、 広場のゴミの拾い集めと ゴミ集積場所までの運搬	園内一円	1 式	毎日	1 式	1 式		通年 1回/日														
	③園路、広場清掃	日常巡回及び清掃	原則2人態勢による 日常巡回及びゴミ拾い の清掃	園路及び広場	385 日	毎日	日		日														
	③園路、広場清掃	日常巡回及び清掃	原則2人体制による 日常巡回及びゴミ拾い の清掃	登山道・山頂園地・雁野場園地、 L=4710m	1 回	1回/2週	1 回		1回/2週														
	噴水池清掃	水面清掃	管理員による水面に 浮かぶゴミ、藻などの 除去	水の苑地	1 式	必要に応じて	1 式		必要に応じて														
	水路、側溝清掃	雑物の除去	堆積した落ち葉、ゴミ 等の除去	園内一円	1 式	1 式	1 式		1 式	1回/年 (根小屋含む)													
	設備清掃	受水槽清掃	業者による水抜き 清掃、消毒、水質 検査	水の苑地	1 式	1回/年	1 式		1回/年	委託													
	法定清掃	噴水池清掃点検	専門業者による水抜き 高圧洗浄清掃、消耗品 補充	水の苑地	1 式	3回/年	1 式		3回/年	委託													
	定期清掃	浄化槽清掃	専門業者による浄化槽 清掃・汚泥処理	根小屋管理員 詰所	1 式	1回/年	1 式		1回/年	委託													
	定期清掃	排水槽清掃	専門業者による排水 槽清掃	水の苑地・花の 苑地	1 式	2回/年	1 式		2回/年	委託													
施設管理	建物清掃	①園路、広場清掃	専門業者による清掃 点検	噴水池清掃点検	150 m ²	26回/年	26回/年	26回/年	委託														
		②園路、広場清掃	日常巡回及び清掃	日常巡回の他に月2 回定期清掃を実施	148 m ²	52回/年	52回/年	52回/年	委託														
		③園路、広場清掃	専門業者による特別 清掃	水の苑地詰所・ パークセン ター・研修棟 第一・第二管理員 詰所	1 回	1回/年	1 回	1回/年	委託														
		④園路、広場清掃	管理員による清掃	管理員による排水口 のゴミの除去	水飲み場	1 式	1回/週	1 式	1回/週														
		⑤園路、広場清掃	管理員による床の 拭き掃除	管理員による床の 拭き掃除	トイレ	1 式	1回/週	1 式	1回/週														
		⑥園路、広場清掃	管理員による汚損箇 所の拭き掃除	管理員による汚損箇 所の拭き掃除	遊具	1 式	1回/週	1 式	1回/週														
		⑦園路、広場清掃	管理員による水洗い 等による拭き取り清 掃	管理員による水洗い 等による拭き取り清 掃	休憩所 ハンコ ベンチ 野外車 デッキ 養井公園橋、と ばほり橋、城坂 橋 階段 その他園内工 作物	1 式	1回/週	1 式	1回/週														
		⑧園路、広場清掃	手拭い、床版、橋脚 等の清掃	手拭い、床版、橋脚 等の清掃	デッキ園路	2,000 m ²	5回/年	5回/年	5回/年	必要に応じて													
		⑨園路、広場清掃	管理員による日常清 掃	管理員による日常清 掃	パークセン ター・研修棟・ 管理員詰所	385 回	必要に応じて	385 回	必要に応じて	直営													
		⑩園路、広場清掃	管理員による日常清 掃	管理員による日常清 掃	管理員詰所	1 式	必要に応じて	1 式	必要に応じて	直営													

管理項目	業務内容	業務内容詳細	管理エリア	事業計画		事業計画		備考	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
				規模・単位	実施回数	規模・単位	実施回数															
清掃管理	水洗い、拭き掃除、ペーパー補充、汚物入れ回収 トイレ清掃 定期清掃	清掃業者による清掃	水の苑地便所	2ヶ所	228日	228日	228日	上下便所														
		清掃業者による清掃	パークセンタートイレ3箇所	37㎡	208回/年	228回	4回/週															
		清掃業者による清掃	根小屋便所	62㎡	208回/年	228回	4回/週															
		清掃業者による清掃	小網トイレ	1式	156回/年	156回	3回/週															
		管理員による日常清掃	小網トイレ	1式	毎日	1式	1回/日	通年	直営													
		清掃業者による清掃	山頂公衆トイレ	1式	12回/年	12回	12回/年															
		管理員による日常清掃	山頂公衆トイレ	1式	12回/年	12回	12回/年															
		管理員による日常清掃	山頂公衆トイレ	1式	2回/月	26回	2回/月															
		管理員による日常清掃	パークセンター、根小屋、エコトイレ3箇所、根小屋管理員詰所、				1式	通年	1回/日	直営												
		管理員による日常清掃	園内				1式	2回/週	96回	2回/週	委託											
ゴミ処理	ゴミ運搬処理 缶ビン類処理 粗大ゴミ運搬処理 その他ゴミ処理	清掃業者によるゴミ集積所に集められた一般ゴミの場外搬出	園内	1式	1回/月	12回	1回/月	1回	必要に応じて	委託												
		伐採、刈り込み、草刈り等で発生した残材処分	園内	1式	1回/年	1回	1回/年	1回	必要に応じて	委託												
			園内	1式	必要に応じて	1式	必要に応じて	1式	必要に応じて	直営(チップ処理等)												

*備考：上記の平成23年度年間維持管理計画表のうち赤字部分は過年度の実績をみでの計画数量としました。その内訳は次ページを参照ください。

数量計算書(補足資料)								
管理項目	業務内容	管理エリア	基準書			事業計画		
			数量	単位	実施回数	場所・種類	数量	実施回数
植物管理								
落葉樹剪定	・基本剪定を中心に実施、年度ごとに実施エリアを選定、計画的に実施	園内一円	10	本	必要に応じて	水花の苑地:さくら	110	必要に応じて
						同 銀杏他	20	
						根小屋	20	
						計	150	
枝落とし	・人力により安全に配慮した枝落とし ・枯れ枝、病害枝の枝落とし	園内一円	130	本	必要に応じて	水・花の苑地(湖岸雑木他ケヤキ他)	40	必要に応じて
		根小屋	10			根小屋:植樹	40	
		太井	5			根小屋:自然木	50	
		津久井城址・城山	15			太井地区	5	
		津久井城址・城山地区	15			計	150	
		計	160					
枯損木処理	・倒木及びその恐れのある危険木、 ・枯れ木、 ・高密度で日差しが少なく生長が著しく遅れ、枯れが目立つスギ林の間伐等	園内一円	380	本	必要に応じて	花・水苑地	5	必要に応じて
		太井地区	5			根小屋地区	120	
		津久井城址・城山地区	5			太井地区	5	
						津久井城址・城山地区	20	
			390			計	150	
樹林地管理 :下草刈り	下草刈り	園内全域園路沿い		式	必要に応じて	園内全域園路沿い		園路沿い:必要に応じて実施:委託ではない為事業計画数量には計上せず。(20,000×5=100,000)
		樹林地等	37,300	m ²	3回/年	樹林地等	37,300	1回/年
		樹林地等	20,000	m ²	2回/年	樹林地等	20,000	1回/年
		根小屋地区	14,100	m ²	2回	根小屋地区	14,100	1回
		太井地区	2,130	m ²	2回	太井地区	4,260	2回
		樹林地等	11,900	m ²	1回/年	樹林地等	11,900	1回/年
		津久井城址・城山地区	4,420	m ²	2回	津久井城址・城山地区	8,840	2回
		津久井城址・城山地区・登山道	9,420	m ²	必要に応じて	津久井城址・城山地区・登山道	9,420	必要に応じて
		計	99,270	m ²	214.520	計	105,820	-108.700

計画書4「執行体制の内容」

○業務を実施するための執行体制について記入。

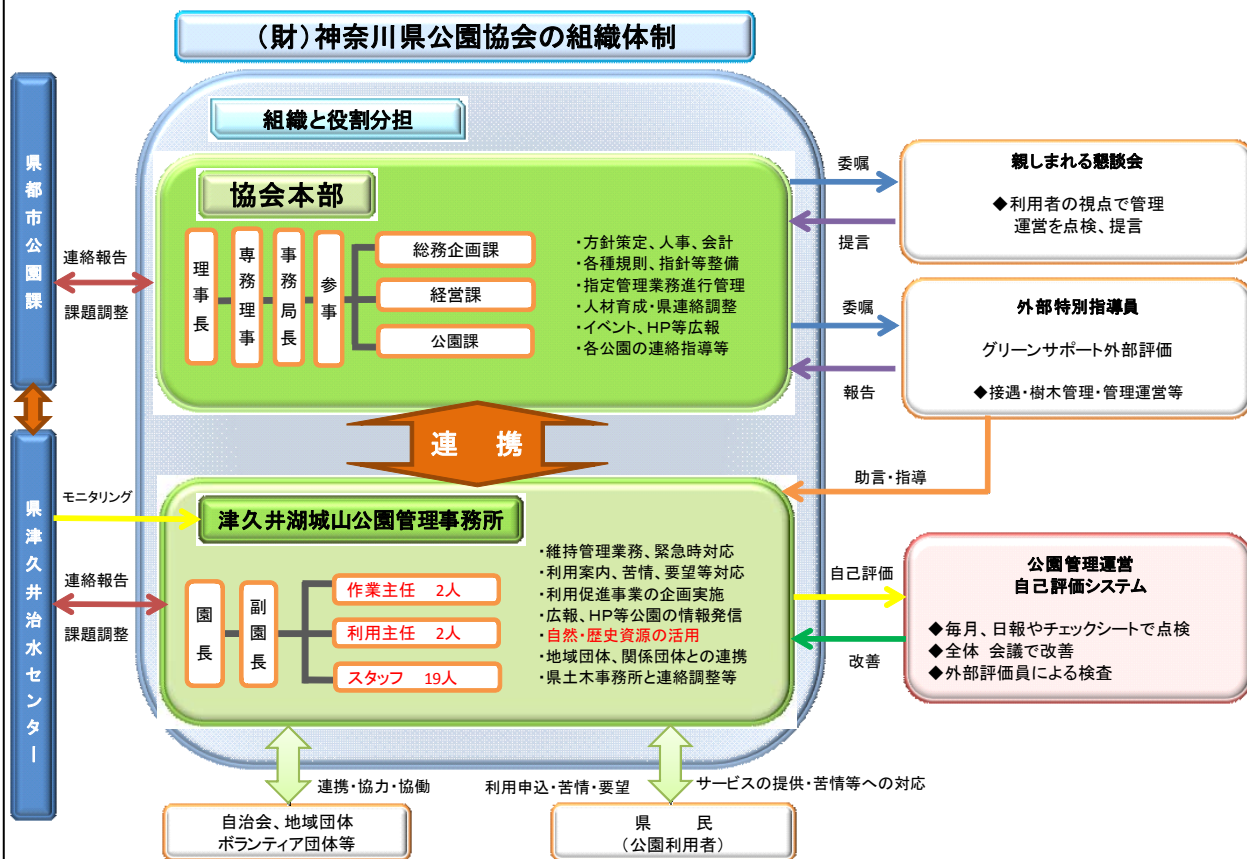
(1) 本部と現地との役割分担

私たちは、本部に統括管理部門を、また現地に津久井湖城山公園管理事務所を置き明確な役割分担のもと、公園管理運営自己評価システムや外部特別指導員等による業務点検及び経費節減に努め、効率的・効果的な管理運営を遂行するとともに、地域関係団体や各種協力団体など、これまで築いてきた信頼関係を大切に、地域と連携・協働した管理運営を行います。

また、有識者や専門家等、外部審査員の指導のもと現地スタッフの職員教育を行い、安全・安心で快適な公園管理運営を図ります。

ア 本部と現地の役割

津久井湖城山公園を統括する管理部門を本部に置き、方針決定や総務・会計及び業務執行等並びに県や関係機関との連絡調整などの重要事項は、現地事務所と本部が連携して適切な管理運営を行います。



■ 県厚木土木事務所津久井治水センターとの連携

- 公園管理業務報告の「日報・月報」及び日常的な日々の業務連絡をします。
- 県が実施するモニタリングの結果、指摘事項や改善点がある場合は、直ちに本部と調整し、園長以下全員で改善に向けた工夫と検討を行い公園の質の向上を図ります。
- 許認可に係る事項や調整事項、課題等が発生した場合は、本部及び県厚木土木事務所津久井治水センターと調整・協議し課題解決にあたります。

(2) 現地の職員配置計画

現地の責任者の役割及び経歴

園長は、民間（土木）経験が豊富で、公園管理経験もある人材で、園の統括責任者として、地域との連携・協働に取り組みます。副園長は、園長の代行者として、公園経験等のある人材を充て組織を円滑に推進します。

現地責任者	役割
園長	津久井湖城山公園の統括
副園長	園長の代行者

イ 職員配置計画

■ 津久井湖城山公園現地職員体制

公園の統括責任者として、園長を置き、園長は、当協会の会計規程に基づく会計事務の責任者としての「会計員」に、また、職員から「現金取扱員」を任命し金銭の出納保管管理を担います。園長の下には、園長を補佐する代行者として副園長を配置し、公園管理運営スタッフが一体となり、多岐に渡る業務を遂行します。

専門員以上のスタッフには、日本赤十字救急法救急員の資格を取得させ緊急時に備えます。

職	人員	雇用	業務内容	勤務時間	通常時配置人員等
園長	1人	常勤	統括責任者 会計員、防火管理者	18～22日/月 8h/日	3～4人
副園長	1人	常勤	園長補佐&代行	18～22日/月 8h/日	
作業主任 利用主任	2人 2人	専門員 専門員	施設の維持管理 公園利活用の推進 自然・歴史資源の活用 地域連携・協働	17～19日/月 8h/日	
スタッフ	19人	パート	利用受付、展示等解説、総務、 植物・清掃管理、施設点検（新規開園部分を含む）	13～15日/月 7h/日	8～10人
計	25人				11～14人

ウ 組織図・・・前頁の図を参照

エ 勤務ローテーション

津久井湖城山公園 勤務予定表（通常期の例）																															
役職	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	計
園長	○	○	○		○	○	○		○	○			○	○		○	○			○	○	○	○	○			○	○		○	20
副園長	○			○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	20
作業主任1	○	○	○		○	○	○	○			○	○			○	○	○			○	○		○	○				○	○		18
作業主任2	○			○	○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○		○	○			○	18
利用主任1	○		○		○	○	○			○	○	○			○	○	○	○			○			○	○	○			○	○	18
利用主任2	○	○			○		○	○	○			○	○	○		○	○	○			○	○	○			○	○		○	○	18
スタッフ	15	10	9	9	10	10	13	10	10	9	10	7	7	9	10	10	10	9	11	8	11	10	11	9	7	7	7	9	7	8	282
計	21	13	12	11	15	15	19	13	13	13	14	11	10	13	13	13	16	13	14	11	16	13	14	14	10	10	10	12	10	12	394

(3) 業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務内容、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法など。

ア 委託業務の考え方

私たちは、公園を県民の皆様にご利用いただくため、施設等の維持管理においてはできるだけ、現地スタッフによる直営作業を基本とした業務執行に努めますが、関係法令に基づく法定点検、定期点検業務や、特殊又は専門的技術を要する樹木の高木作業等は、スタッフの安全面や効果性、効率性の観点から外部委託をします。

また、地域活性化の視点で、地域に委ねることが一層の効果をもたらす場合は、できる限り地元発注を心掛けます。

■ 委託する主な業務の内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	高木管理	枝下し、枯損木処理	樹勢悪化木、・支障枝の除去	高所作業で専門的技術を伴うため
施設管理 ・ 設備管理	法定点検 定期点検	水循環、遊具施設 建築設備	電気事業法による法定点検や 建築基準法・遊具法の点検	法律の定めに基づき 実施
清掃管理	設備清掃	池・建物等清掃点検、	ポンプ室内等清掃、水抜清掃	専門的技術を要するため
	産廃処理	有害動植物駆除等	有害動植物、粗大ゴミ、残材	量が多い場合委託

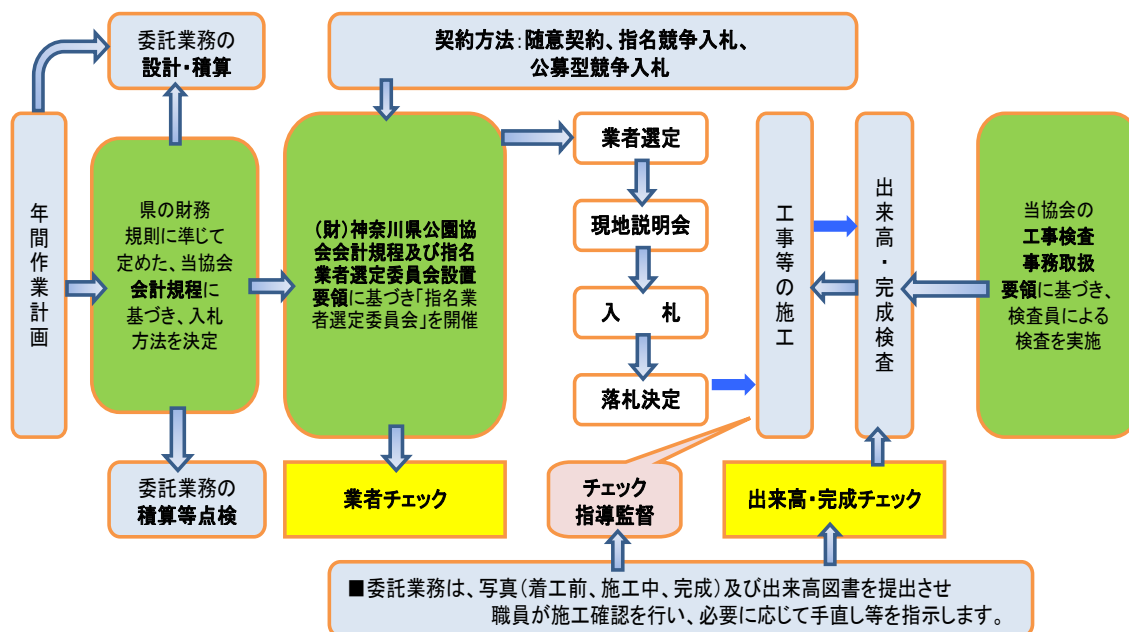
イ 委託予定業務

様式第3号「委託業務一覧表」のとおり

ウ 委託業務点検、チェック、指導監督について

委託業務の発注は時期を逸しないよう、年間作業計画を定め、計画的に委託します。

委託業者には、園内通行許可証の発行、徐行運転、バリケード等安全対策を徹底します。



計画書5 「緊急時の体制」

○ 事故や災害発生時などの体制、対応について記入。

本公園のエリアのうち歴史と彩りのゾーンについては、傾斜地が多く、急な階段や斜面での利用者の転倒事故、気象災害による斜面の崩落等の可能性があげられます。こうした特性を踏まえ、私たちはこれまで安全教育、施設点検、情報収集等を行い、事件や事故、気象災害等の未然防止に最善を尽くし、人的、物的被害を防いできました。

今後も日頃より緊急時に備えるとともに、事故等が発生した場合には利用者及び地域住民の安全確保を第一に、迅速かつ適切な措置を講じます。

(1) 事故や災害発生時などの緊急時の体制及び初期対応

事件、事故の発生時及び災害が予測される場合、勤務時間内については、スタッフが速やかに配備体制に着手し、初期対応を行います。

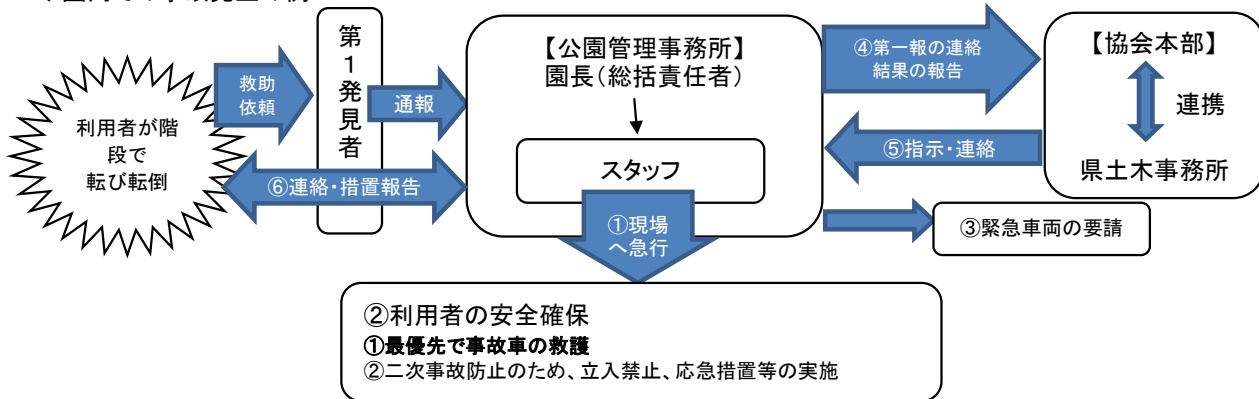
勤務時間外については、委託警備業者や関係機関との連絡網で連絡を取り合い、状況に応じて**緊急時対策連絡網**により職員参集を行います。

ア 事件、事故発生の場合

園内で事件、事故が発生した場合には、次の配備体制で初期対応に当たり、「人命を第一優先」とした迅速な行動を行います。

事件や事故後には、原因の究明及びその経過や対応を記録し、これまでの履歴と合セデータに保存し今後の管理に活かすことで、再発防止に努めます。

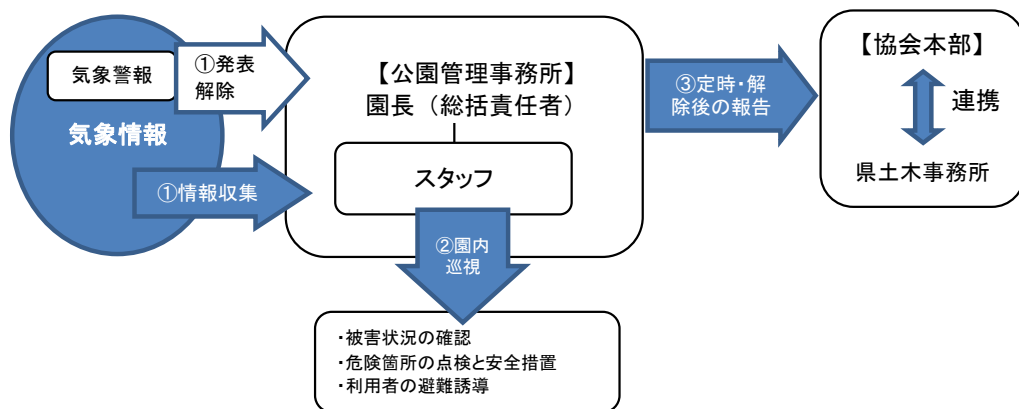
◆園内での事故発生の例



- ① 作業スタッフが現場へ急行、利用者の立場に立った被害者の救護や応急手当、火災の場合には消火活動を実施
- ② 二次災害の防止のための立入防止措置、避難誘導
- ③ 状況に応じ、消防車、救急車等の緊急車両を要請
- ④ 発生第一報やその後の状況、結果を「事故報告書」として関係機関に連絡、報告
- ⑤ 協会本部及び県からの指示、指導に対応
- ⑥ 被害者及び発見者への措置状況の報告

イ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害発生が予測される場合

大雨、暴風、落雷、大雪等が予測される場合には気象状況に関わる情報を早期より収集し、気象庁より警報が発令された場合や警報発令に至る恐れがある場合は、当協会の災害対策活動指針に基づいた警戒配備体制で警戒に当たります。



- ① パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- ② 作業スタッフが安全に留意しながら園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導

重点 点 検 箇 所	大雨時	沢や排水施設など雨水が集中し冠水の危険が高い箇所や、土砂流出の危険がある箇所
	暴風時	工作物、看板、樹木の枝折れ等
	落雷時	電気設備、放送設備等
	大雪時	スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、樹木の枝折れの有無

- ③ 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県厚木土木事務所津久井治水センターと公園協会本部への定時または警報解除後の被害状況報告

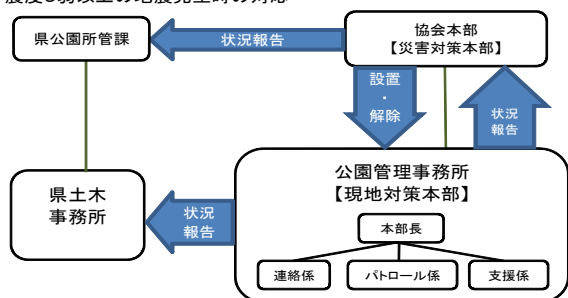
ウ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害が発生した場合

「事件や事故が発生した場合の体制」と同様の体制により、初期対応として作業スタッフが現場へ急行し、被害者の救護や二次災害の防止、現場の応急処置等を行い、状況に応じて救急車等の緊急車両の要請や専門業者への要請を行います。

エ 大地震が発生した場合

大地震（震度5弱以上）が発生した場合には、災害対策活動指針に基づき職員が参集し、本部内に災害対策本部を、公園管理事務所内に現地対策本部を設置し、私たちが管理運営する施設全般の災害対策活動を統括的に行います。

◆震度5弱以上の地震発生時の対応



◆現地対策本部役割分担表

職名	分担業務	担当者
本部長	災害対策業務の統括、現地対策本部の総括	・園長
連絡係	緊急連絡網による所属職員への連絡と被害確認 緊急車両の要請 被害情報等の収集、報告、整理 災害対策本部及び県土木事務所への報告 関係機関との連絡調整、問合せ対応	・副園長
パトロール係	園内を安全を確認しながらパトロールを実施 被害状況を把握し本部長に報告 来園者の避難誘導 二次災害の防止のための立入防止や応急措置	・スタッフA ・その他のスタッフ
支援係	避難した人に対するの応急手当 広域避難地の機能発揮のための行政との連携 防災施設の稼働	・その他のスタッフ

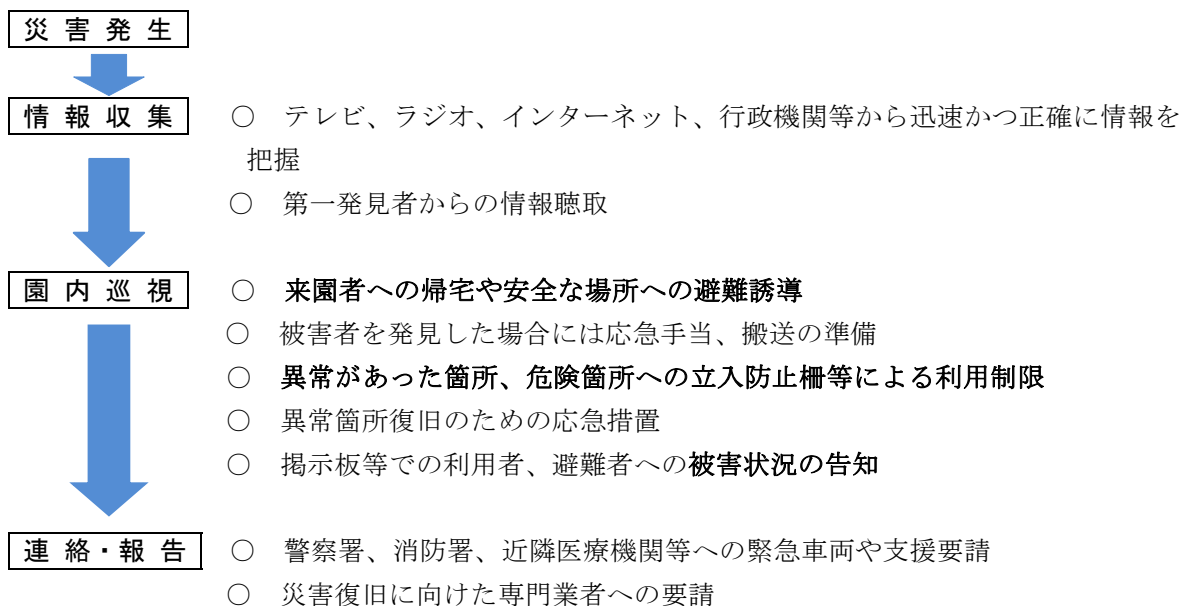
※各職に就く担当者が不在の際は、予め指定されたスタッフが代行する。

(2) 災害時の避難誘導、利用制限等も考慮した連絡方法、対応

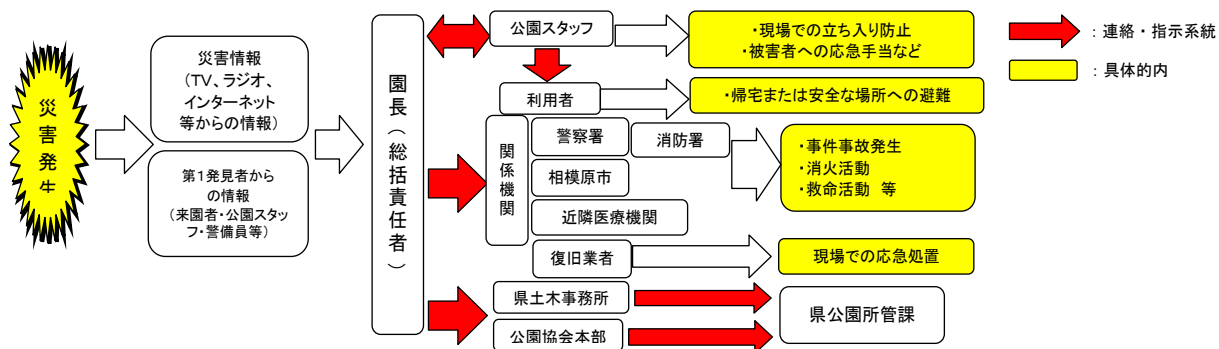
災害時の連絡方法と対応

大雨洪水や大地震等の災害が発生した場合には、園長（不在時は参集したスタッフの中から）を総括責任者とした上で、関係機関への連絡及び対応を行います。また、緊急連絡体系については、県の防災体制の下で対応します。

◆災害発生時のスタッフ対応の流れ



◆災害発生時の各所間の連絡の流れ



防災訓練

計画書6「人材の育成計画」

○公園の管理運営に携わる職員の資質向上の方策について提案。

(1) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上についての考え方(方針)

私たちは、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、施設の安全管理、接客、快適な公園管理の3本柱をテーマに、技術の総合力を向上させるため、職員の研修を実施しております。現在では、来園者に対して気軽に挨拶を行い安心して快適に過ごせる公園へと変化し、取組の成果を発揮しています。

ア 職員資質向上の考え方

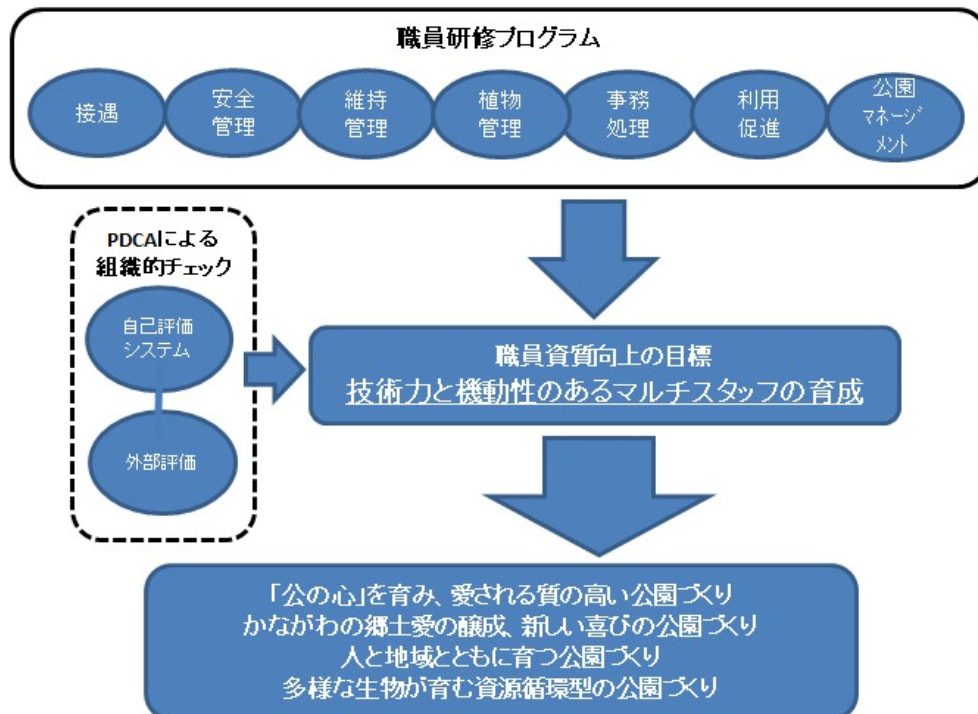
私たちはこれまでの方針と研修プログラムを継続しつつ、向上心を持って研修プログラムの内容充実を図り、平成21年度から5年間のテーマを「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」として、さらなる職員の資質向上を図ります。

イ 外部評価員による職員教育と自己評価による資質向上

公園の日常の施設管理や利用者対応など、第三者の意見を尊重し点検するとともに、協会が独自で設定した自己評価点検により自らの意識改革と資質の向上を図ります。

ウ 新たな研修プログラムの導入

接客研修をより効果的なものにするため、※ロールプレイング方式を取り入れたものや、近年公園内でも活発化している市民活動に対応するボランティアコーディネーター研修等も新たに導入し、技術の向上、職員の資質向上を図ります。



※ロールプレイング
 現実に起こる場面を想定して複数の人がそれぞれを演じ、疑似体験を通じてある事柄が実際に起こった時に、適切に対応できるようにする学習方法。

(2) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について、具体的な計画

津久井湖城山公園は、県北部丹沢山地に隣接する緑豊かなエリアに位置し、戦国時代の歴史的遺構がある等、身近に自然と歴史資源を体感できるという特性があります。それを踏まえ、私たちは、本公園の施設を利用者がいつでも安心して安全・快適に利用できるよう、「技術力と機動性のあ
るマルチスタッフの育成」を図るとともに、特に歴史・自然に関する展示や解説等の、本公園の特色を踏まえた公園管理運営に役立つ職員研修を実施します。

区分	研修項目	目標	内容	講師	頻度	H21～25の職員研修方針	
公園協会共通研修	接遇	朝礼実施	意識改革、業務確認、安全確認	挨拶唱和、業務ミーティング	園長	毎日	確実な業務推進及び気持ちの良い接客の日常化を目指す
		接遇研修	サービス向上、気持ちの良い利用者対応	挨拶、会話等の教育指導	特別指導員	年1回	より質の高い意識と接客対応を目指す
		苦情対応研修	的確で、気持ちの良い接客	苦情対応ロールプレイング研修の実施	園長	月1回	的確な初期対応の確立を目指す
	事務処理	事務研修	確実で迅速な事務処理	事務処理方法の習得	経理担当職員	適宜	業務の効率化及び事故防止
	安全管理	個人情報取扱研修	サービス向上、的確な業務推進	情報の適正利用及び管理の習得	総務担当職員	年1回	公園利用者に対する損害を与えない意識の醸成
		緊急時対応研修	火災時の的確な対応	防災訓練、応急手当実習	外部講師等	年1回	火災の未然防止及び発生時の的確な行動の担保
			震災時災害時等の対策	救急法救急員研修	外部講師等	年1回	災害時でも落ち着いて的確な行動をとる
		維持管理技術研修	遊具での事故防止	遊具点検研修の実施	外部講師等	年1回	点検不備及びそれに伴う事故ゼロを目指す
	労働安全衛生研修	労務上の事故防止	振動工具安全衛生研修の実施	外部講師等	年1回	作業上の事故を未然に防ぐ意識の醸成	
	植物管理	維持管理技術研修	樹木の適正管理、公園の景観整理	樹木剪定研修の実施	特別指導員	年1回	剪定技術の他、公園全体のより良い景観づくりを目指す
		維持管理技術研修	樹木の適正管理、薬剤使用の安全確保	樹木病虫害研修の実施	特別指導員	年1回	薬剤の安全使用を確実に実施していく
	公園マネジメント	外部セミナー参加	公園マネジメント能力の向上	公園マネジメントセミナー等への参加	外部講師等	適宜	効果的効率的な公園運営管理を目指す
		ミーティング実施	意識改革、業務確認、安全確認	全体業務内容及び進捗確認	園長	月1回	公園の全職員に公園管理運営方針、実施方法を浸透させる
利用促進	ボランティアコーディネーター研修	サービス向上、利用者の安全確保	ボランティアの安全確保、対応方法の習得	外部講師等	年1回	ボランティア活動を的確にサポートする技術習得を目指す	
公園独自研修	利用促進	展示解説研修	サービスの向上、利用促進	展示（自然、歴史等）解説勉強会	内部講師等	月1回	受付案内職員全員による展示解説で利用促進を図る
		展示手法研修	サービスの向上、利用促進	他施設の展示見学研修	外部講師等	年1回	魅力ある展示により利用促進を図る
	利用促進	自然解説研修	サービスの向上、利用促進	自然解説勉強会	自主研修	随時	園路沿いに咲く花をほぼ解説できるように目指す
	利用促進	歴史・自然解説研修	サービスの向上、利用促進	パワーポイントによる解説研修	内部講師	随時	運営スタッフ全員が解説できるように目指す
	利用促進	外部シンポジウム参加・企画展示見学等	サービスの向上、利用促進	積極的に外部展示やシンポジウム等に参加し歴史・自然の最新情報を入手	自主研修	適宜	利用者に歴史・自然の最新情報を的確に提供できるようにする
	利用促進	環境教育研修	サービスの向上、利用促進	環境教育指導方法の習得	外部講師等	年1回	利用者へのインタープリテーションを的確に行えるようにする
	利用促進	ネイチャーゲーム研修	サービスの向上、利用促進	ネイチャーゲーム実施方法の習得	内部講師等	年2回	利用者にプログラムを提供し利用促進を図る

*** 提案書の見直し**

21年度の実施状況から効率のよい研修にするために提案書の見直しを実施し、22年度以降の計画を変更いたしました。計画変更内容を以下に記載しています。

区分	研修項目	目標	内容	講師	頻度	H22～25の職員研修方針	
公園独自研修	接客	苦情対応研修	的確で、気持ちの良い接客	苦情対応ロールプレイング研修の実施	園長	月1回以上	的確な初期対応の確立を目指すため、朝礼、会議などの場を利用し、問題点を明らかにした上で対処方法を習得する
	公園ネットワーク	ミーティング実施	意識改革、業務確認、安全確認	全体業務内容及び進捗確認	園長	月1回	公園の全職員に公園管理運営方針、実施方法を浸透させる
	利用促進	ボランティアコーディネーター(育成)研修	サービス向上、利用者の安全確保、ボランティアのスキルアップ	ボランティアの安全確保、対応方法、知識習得	外部講師等	年1回	ボランティア活動を的確にサポートする技術習得を目指す
		展示・歴史・自然解説研修	サービスの向上、利用促進	展示(自然、歴史等)解説勉強会、パワーポイントによる解説	内部講師等	月1回 または 随時	運営スタッフ全員の解説の高いクオリティを維持し、利用者に新鮮な情報の提供を目指す
		自然解説研修	サービスの向上、利用促進	自然解説勉強会	自主研修	随時	園路沿いに咲く花をほぼ解説できるように目指す
		外部シンポジウム参加・企画展示見学等	サービスの向上、利用促進	積極的に外部展示やシンポジウム等に参加し歴史・自然の最新情報を入手	自主研修	適宜	利用者に歴史・自然の最新情報を的確に提供できるようにする
		環境教育研修	サービスの向上、利用促進	環境教育指導方法の習得(ネイチャーゲームリーダー・ハンズオン展示講座等)	外部講師等	年1回	自然のすばらしさを伝える手法を習得し、利用者への的確なインタープリテーションを目指す
		ネイチャーゲーム研修	サービスの向上、利用促進	ネイチャーゲーム実施方法の習得	内部講師等	年2回	利用者にプログラムを提供し利用促進を図る

計画書7「諸規程の整備」

○就業、給与、決裁、会計及び個人情報の取り扱い等について提案

私たちは、都市公園法に基づく「公の施設」を県の代行者として管理運営する公益法人であることを常に認識し、県民に対し真摯で公明正大な心で接し、快適な県民生活の向上に寄与することを目標に、職員の雇用から就業、給与等運営に必要な諸規定を、次の通り定め、職員はこのことを十分自覚し、責任を持って公園管理業務に従事しています。

(1) 就業、給与、決裁、会計のそれぞれの取扱い

ア 就業・給与

- 職員の就業については、当協会の業務に常時従事する者の就業について規定した「財団法人神奈川県公園協会職員就業規程」において、必要事項を定め適切に運用しています。
- 給与については、当協会の就業規程第28条に基づき「財団法人神奈川県公園協会職員給与規程」を定め、職員の給与や手当について必要事項を規定し適切に運用しています。
- 臨時職員の雇用等については、「財団法人神奈川県公園協会臨時職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程」において、専門員、パート職員等雇用に関し必要事項を定め、適切に運用しています。

専門員：専門的分野の知識、経験豊かな人材を広く公募し、民間人材の雇用機会の拡大を図る。

イ 決裁

業務執行並びに人事等に関する決裁については、「財団法人神奈川県公園協会職務権限規程」において、理事長等の決裁事項など必要事項を定め、適切に運用しています。

園長決裁権限の強化：公園管理業務の緊急時に備え小破修繕等の執行権限を付与。

ウ 会計

当協会の会計処理の基本事項を「財団法人神奈川県公園協会会計規程」で定めているほか、関係要領等を整備し、会計、経理の公正、効率的執行を行っています。

また、業務の適正かつ効率的な執行を行うため、「財団法人神奈川県公園協会内部指導検査要領」を定め、各業務の実施状況の把握、点検、検査、指導を行っています。

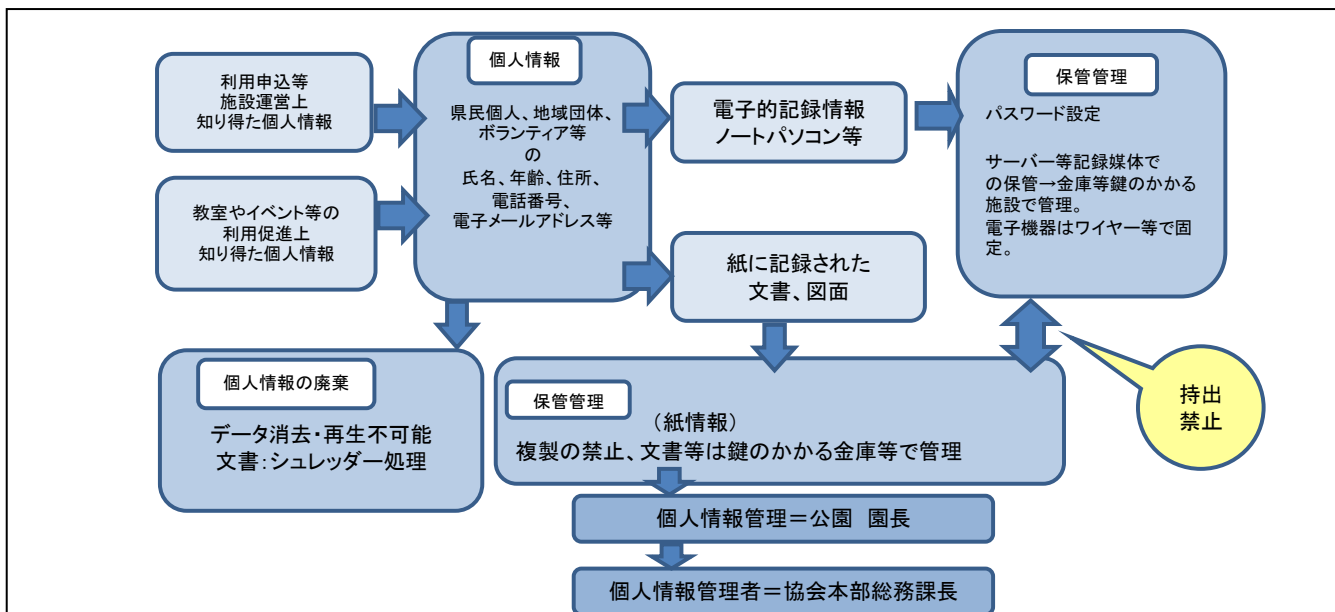
内部指導検査要領に基づく検査体制等

検査の範囲	①協会業務の実施に関する事項 ②協会の財務及び会計に関する事項 ③その他理事長が必要と認める事項				
検査体制	検査総括 3名	総務課長 経理課長 公園課長	主任検査員 6名	毎年度、職員の中から理事長が任命する	検査の実施は、 3班9名体制で行う
対象箇所	公園課所管の都市公園及び自然公園ビジターセンター等				

(2) 個人情報の取扱い、職員への周知徹底等

ア 就業・給与

当協会が取り扱う個人情報は、各公園において活動するボランティアや各種行事の講師と参加者、スポーツ施設等有料施設の申し込み利用者などの個人情報及び本部で扱う各種個人情報がありますが、当協会では、県の個人情報保護条例に基づき「財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、同規程第9条を受け作成した「神奈川県公園協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に沿って適切な運用を行っています。



イ 職員への周知徹底

個人情報を扱う窓口や事業担当などの職員が意識を持って管理することが重要ですので、毎年実施する職員研修及び各公園の全体会議等において、特に、

- ① 利用目的を明確にして、必要以上の個人情報は保有しない。
- ② 利用目的以外に、個人情報を利用・提供しない。
- ③ 本人から直接個人情報を取得する時は、利用目的を明示する。
- ④ 個人情報の漏洩防止措置を行う。
- ⑤ 知り得た情報を他人に知らせたり不当な目的に使用しない

ことの周知徹底を図ります。

ウ 関係法令の遵守

県立都市公園は、都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、地方自治法を始め、都市公園法、同法施行令、県の都市公園条例等関係規則や労働基準法などを、十分理解し、公園管理運営を行う責務があります。また、公園管理施設の安全の保持や県民が快適に過ごせる場を提供するためには、設備点検に関する法律や衛生的環境の確保に関する法律、消防法等指定管理者として各種法令を熟知しておく必要があります。

私たちは、職員研修や講習会の受講等により職員教育を行い、各種法令を熟知したうえで法令を遵守し、適正な公園管理運営を行います。

エ 情報公開・守秘義務

私たちは、業務上知り得た情報やその内容を第三者に漏洩しないことなど守秘義務を守りますが、

情報公開では、県の情報公開条例に基づき定めた「財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」により、指定管理業務で知り得た情報や文書は、規程第5条に記述されている個人情報等の除外事項を除き、情報開示をします。

オ 文書の管理・保存

当協会が作成又は受領した文書等は、県の文書管理規程等に準じ定めた「財団法人神奈川県公園協会文書等管理規程」により、適正に管理・保存します。

計画書8「公園の安全管理」

○当該公園で想定される安全確保の方策について、項目をあげて提案。

公園では、常に緊急時の対応を念頭においた安全で快適な管理運営を行うことが大切です。
 予想される事態に対して迅速に対応できるよう日常訓練や配備体制、関係機関との速やかな連絡・連携によって緊急時に備えます。
 私たちは、常にきめ細かい注意を払うことで事故の発生を未然に予測する、「小さな傷を早期に発見」を心がけた安全管理を徹底します。

(1) 施設の安全管理

ア 園内施設全般の安全管理方策

(ア) 各種施設点検の実施

私たちは、これまで日常巡視や、遊具を始め各種施設の目的、関係法令に応じた定期、法定点検を確実に行之、安全確保に努めてきました。今後についてもこれを継続しつつ、施設の状態の経年変化に合わせて点検内容、項目を随時更新します。

◆施設点検実施計画

点検名称	点検箇所	回数	点検者	報告先	適用マニュアル
日常巡視	園内全域	毎日1回	公園管理主任・作業スタッフ	園長	園内巡視マップ・重点点検箇所チェックリスト
施設点検/パトロール		年1回	園長・公園管理主任・本部職員	県土木事務所・協会本部	
重点点検	重点点検箇所	随時	園長・公園管理主任・作業スタッフ	県土木事務所・協会本部	県立都市公園維持管理マニュアル(共通編・各公園編) 遊具点検チェックリスト・遊具の安全に関する規準(案)
遊具安全点検	遊具	月1回以上	作業スタッフ	協会本部	
遊具定期点検		年1回	専門業者	県土木事務所	
各施設・法定点検	各施設	各施設毎	直営または専門業者		

(イ) 各種マニュアルの活用と整備

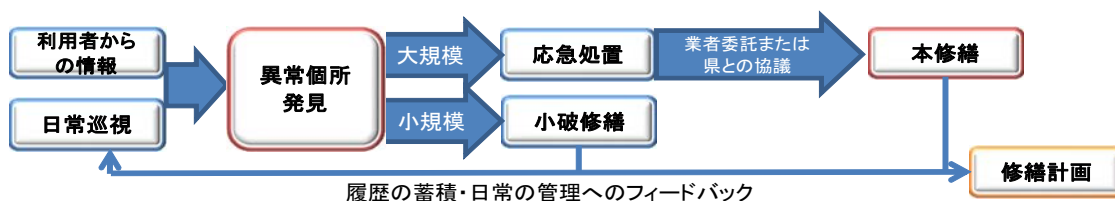
県立都市公園維持管理マニュアルを管理運営全般の総括的マニュアルとして、また、遊具を始めとした各施設、工作物のマニュアル、園内重点点検箇所マップ等を整備、活用し、スタッフの対応基準の明確化や意識統一に努めてきました。今後、さらに不足な部分については新たにマニュアルを整備し、統括した安全管理を意識して系統的な整理を行うとともに、それぞれの内容を適宜更新します。

また、状況によっては緊急性や柔軟性を要する様々なケースが考えられますので、マニュアルに頼るだけでなく、これまでの経験も生かした臨機応変な対応を実践します。

(ウ) 点検と連動した速やかな施設修繕の実施

巡視や点検、または外部からの情報等により異常箇所を発見した場合には、小破修繕等規模に応じて迅速な復旧を行うとともに、大規模な事案は立入防止措置や応急処置による仮復旧を行い、安全を確保します。

修繕結果については、履歴として蓄積し、以後の維持管理へ反映させることで危険の早期発見と計画的、効率的な修繕を行います。



(エ) 施設賠償責任保険への加入

園内での万が一の事故に備え、当協会が管理するすべての都市公園において、施設賠償責任保険に加入します。

イ 主な施設の安全管理方策

施設名	安全管理の考え方
樹林地	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹林の手入れが行き届いていない区域では、枯損木や枯枝の発生の可能性が高く、重点的にパトロールを実施 ● 斜面の倒木の危険性がある高木をチェックし、定常的に状況を把握 ● 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見に努めるとともに、被害予防、危険生物等の研修会を実施 ● 防犯、防火対策としての下草刈り等を実施
登山道	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常の園路とは異なる構造であることから、利用者自らが利用に伴うリスクの発生を自覚できるよう、周知を図る。 ● 利用者が危険箇所を把握できるよう、周辺地の草本の繁茂や下枝による隠蔽を除去する。 ● 踏圧や雨水表面排水による表面浸食を抑制する水切等を行い、登山道の保全を図る。 ● 定期巡視のほか、異常気象の発生後の緊急巡視を行う。
アスレチック遊具	<ul style="list-style-type: none"> ● スタッフが毎日の巡視の中で特に重点的に点検 ● スタッフが月1回以上の安全点検を実施。目視、触診、打診等による確認 ● 専門業者による定期点検を年1回実施、点検後は点検済みシールを貼付して安全性を明示 ● 異常があった場合には、利用を中止し、専門業者に精密点検や修理を依頼 ● 年1回、公園職員を対象とした遊具点検に関わる研修会を開催
スロープ型園路	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すり、床部分の腐食等を目視、触診、打診等により確認
園路・階段（上記以外）	<ul style="list-style-type: none"> ● 丸太階段の踏面の喪失の補修や、横木、杭木の腐朽、ボルトの緩み等を重点的に点検 ● スリップ防止のため、大雨後、大雪後の清掃、除雪を速やかに実施 ● 園路沿いの手すりの腐朽、ボルト等の緩み等を重点的に点検
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎日のパトロールにおいて、トイレ内を巡視し、不審者、危険物等の有無の確認
ベンチ等	<ul style="list-style-type: none"> ● 腐朽、ボルト等の緩みの安全点検を実施。目視、触診、打診等により確認

ウ 施設運営面での安全管理方策

施設の適切な安全管理に加え、運営面における安全管理方策の徹底により人的ハザードの排除に努めます。

(ア) 作業スタッフの安全確保

- 労働安全衛生規則等の関係法令を遵守
- 労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関しての職員研修の実施やOJTによる、安全意識の向上
- 高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託
- 委託業者への安全指導、監督の徹底



安全衛生教育



作業中看板の掲示

(イ) 利用者に対する安全確保

- 遊具を始めとした施設の正しい利用方法の情報提供

○維持管理作業中の注意看板、立入防止柵などの設置

○来園者の多い時は草刈り機等の管理作業の抑制

(ウ) ボランティア活動における安全確保

○ ボランティアの行動内容を把握し、連絡体制を明確化

○ ボランティアを対象とした**安全確保のための研修**

○ ボランティア保険の加入の推進

(2) 防犯対策の実施体制

ア 昼間の体制

(ア) 利用者との連絡体制

園内の掲示板など主要な場所に管理事務所の**連絡先を明示**し、不審者や事件などの情報の共有を行い、万が一事件等が発生した場合に備えた連絡体制を整えます。

(イ) 維持管理上の対策

○ 園路沿いや広場の周囲に、**死角となる場所や暗い場所を極力つくらないよう**、樹木の除伐や枝払い等を行い、景観的な面からの防犯対策を図ります。

○ **広場、建物の周囲等を常に清潔にし**、地域とも連携の上、青少年の「たまり場」をつくらないよう配慮します。

(ウ) 地域との連携体制

地域の防犯に関わる会議に出席し、地域の防犯パトロールを園内でも行ってもらうなど、**警察署や消防署、学校、地域の自治会との連絡を密にして「地域目」**が行き届くような体制づくりを行います。

(エ) 年末年始の防犯体制

年末年始（12月29日～1月3日）については、委託する警備業者の巡回員が毎日8時30分から21時の間に5回、2名で巡回し防犯に努めます。

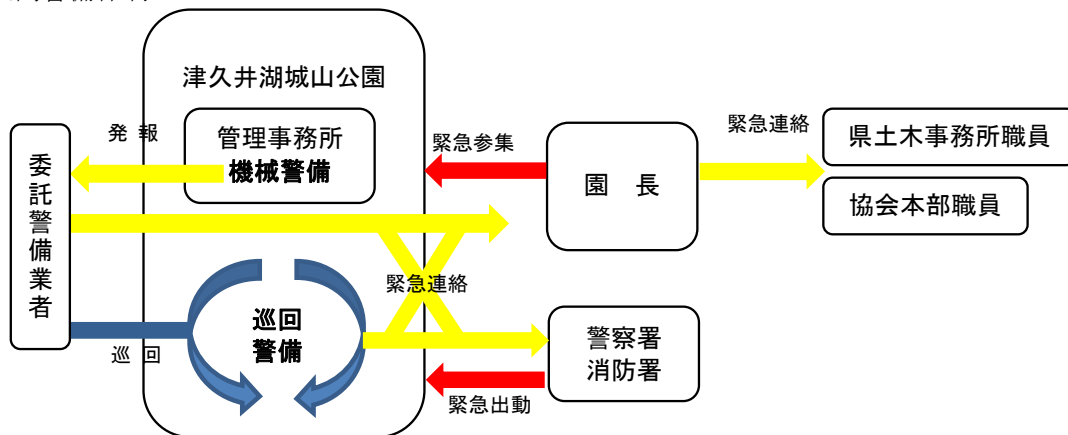
イ 夜間の体制

○ 管理棟には機械警備装置を設置し、勤務時間外の建物警備を通年、警備業者に委託します。

○ **園内巡回警備**を警備業者に委託し、巡回ルートに基づき18時から22時の間の巡回を実施します。巡回中の非常時には状況により園長へ緊急連絡を行うとともに、警察や消防への緊急車両を要請します。

○ 巡回警備、機械警備の委託業者への指導、業務チェック体制を徹底するとともに、連絡体制の徹底を図ります。

◆夜間警備体制



計画書9「利用者への対応」

○接客、苦情処理、利用指導、利用者ニーズの捉え方について提案してください。

私たちは、公園ごとに特色ある都市公園を管理してきた経験と実績を踏まえ、来園者のみならず、これから訪れる利用者にも満足していただくため、公園に対する疑問や質問に応え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる「パークコンシェルジュ」を目指します。

(1) 接客対応及びその研修等

ア 公園での出会いは、あたたかい真心こもった挨拶から

「いらっしゃいませ」という挨拶は、一方通行になりがちな挨拶です。私たちは、来園者とコミュニケーションをとることが重要と考えていますので、会話のキャッチボールがしやすい「おはようございます」「こんにちは」など、温かい心からの挨拶をもって、来園者をお迎えます。

イ 利用者の目線で応えます

1人1人の利用者に対し関心を持ち、相手が何を求めているか、その人の目線に立ち接客を行います。利用者に関心を持つことで耳をかたむけ、利用ニーズを先読みし、お応えできると考えます。

ウ 公園管理事務所は‘公園インフォメーションセンター’

公園管理事務所は、公園のインフォメーションセンターとして位置づけ、来園者がいつでも立寄り、気軽に公園の情報を収集できる明るく快適な空間づくりを行います。

本公園への来園の有無にかかわらず「公園」に関心のある全ての利用者に対し公園の素晴らしさと情報を提供することが私たちの大切な使命と考えます。対面だけでなく、電話やメールでの対応にも爽やかさと真心をこめて接客します。

エ ‘改善’に向け走り続けます

私たちは、これまで「親切で丁寧な接客」を目標に、

①朝礼での挨拶唱和

①内部研修等による公園及びその周辺情報の取得

③特別指導員による接客（CS）研修と接客対応評価指導

に取り組み、職員の意識向上を図ってきました。特に特別指導員の接客対応評価指導では抜打ちチェックによる評価を受け、不適切な部分については真摯に受け止め改善するなど、職員の意識改革が進み効果が顕著に表れています。

これからも、接客向上プログラムを継続して実施し、常に‘改善’の姿勢を保ちます。

※パークコンシェルジュ

コンシェルジュ【concierje】とはフランス語で「重要な建物の門番」という意味。現在では主にホテルで宿泊客の求めに応じ、街の地理案内や交通機関・食事の予約などの手配をする係のことをいう。

私たちはこの役割を公園の案内係として捉えました。法的・道理的に問題がない範囲で要望などの相談に乗ることができ、快適で楽しい利用を提案する利用者のパートナーをパークコンシェルジュとして位置付けています。

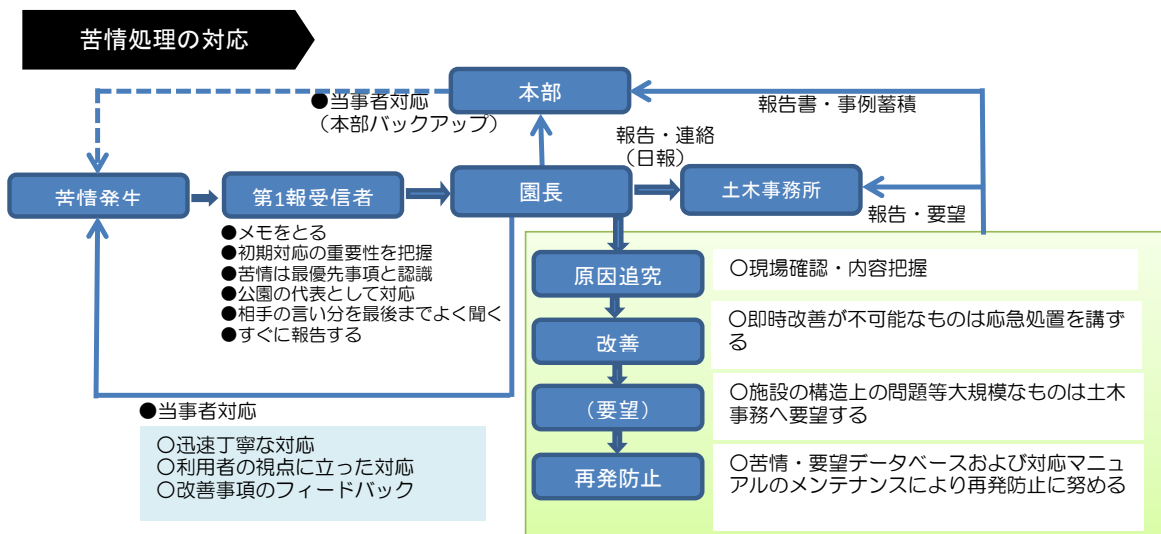
(2) 苦情処理の対応及びその研修等

ア 苦情は貴重な情報源

不満を持った時に苦情を申し立てるのはごく一部のみに過ぎません。多くの方は黙って次回から本公園へ来なくなってしまうかもしれません。または、管理者に対して大きな不安と不満を抱えるでしょう。このようなことを回避するため、苦情は貴重な情報源であるとともに利用者の期待の現れであるという姿勢で、迅速かつ丁寧で適切な対応を実施します。

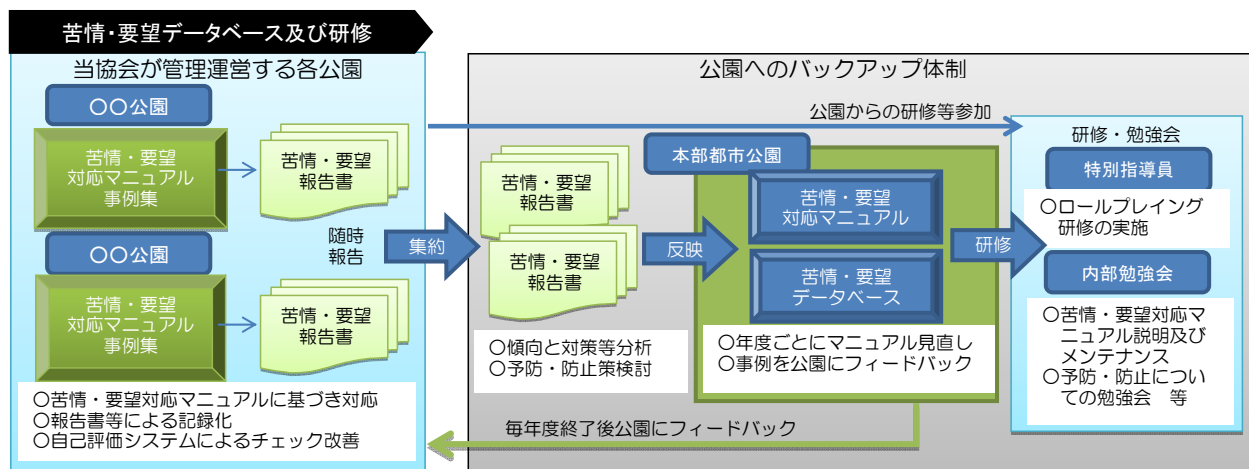
イ 柔らかい心で根気強く

公園は不特定多数の方が利用するところであり、利用者の価値観も千差万別です。管理事務所には時には理不尽で不適切な苦情や要望が寄せられます。私たちは、そのような利用者に対しても、柔らかい心をもって根気強く話合うことで、意見の根幹を探り道理を欠くことのない解決に努めます。



ウ 情報源として活用するために

苦情・要望はしっかりと記録し、所管土木事務所へ報告します。また、報告書を本部で集約し、苦情・要望データベースとして、当協会が管理する各公園の事例を共有するシステムを構築します。このシステムは、情報の集約、マニュアルとデータベースへの反映を繰り返し、公園にフィードバックすることで苦情・要望対応マニュアルと事例集のメンテナンスを行います。



蓄積された情報をもとに、苦情対応のロールプレイング研修を実施し、常に柔らかい心で根気強い対応ができるよう訓練します。また、苦情・要望対応マニュアルの説明及びメンテナンスの重要性など他の公園の職員と合同勉強会を開催し、苦情予防・防止に努めます。

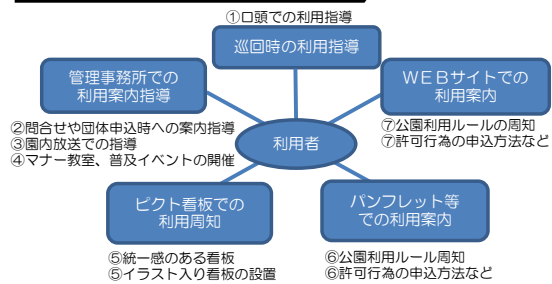
(3) 利用者への公園利用指導及びその研修等

ア 思いやりの心をもって、みんなで創る快適な公園

公園管理事務所に人員を配置することの大きな役割の一つが利用指導・案内と考えています。公共の空間である公園で、誰もが快適に楽しく過ごすためには、公平で公正な利用と他人を思いやる気持ちがとても大切です。

私たちは公園利用のルールを解りやすく伝え、1人1人の公園利用者が他人を思いやりみんなで快適な公園を創る重要性に対し、理解と協力・参加・賛同を求めます。

当協会が実施する利用指導の手段



利用指導と手法の例			
火気の使用、施設の破損・汚損	①②⑤⑥⑦	危険なスポーツ(カート・ド等)	①②⑤⑥⑦
オートバイ乗入等	①②③⑤⑥⑦	犬の散歩(糞・リード)	①②③④⑤⑥⑦
動植物の採取、立入禁止区域	①②⑤⑥⑦	ゴミの持ち帰り	①②④⑤⑥⑦
無許可の占使用	①②⑤⑥⑦	遊具等施設の利用の仕方	①②④⑤⑥⑦

マナー違反者には遵守事項を十分説明し、自主的な解決を促す。

※数字は左図参照

津久井湖城山公園での利用指導ポイント
犬づれ利用のマナー、利用者間のトラブル注意
園内貴重植物等を主とした、採取の制限通知
花見時の利用マナー、利用者間のトラブル注意
遺構保護のため、穴掘りの禁止通知

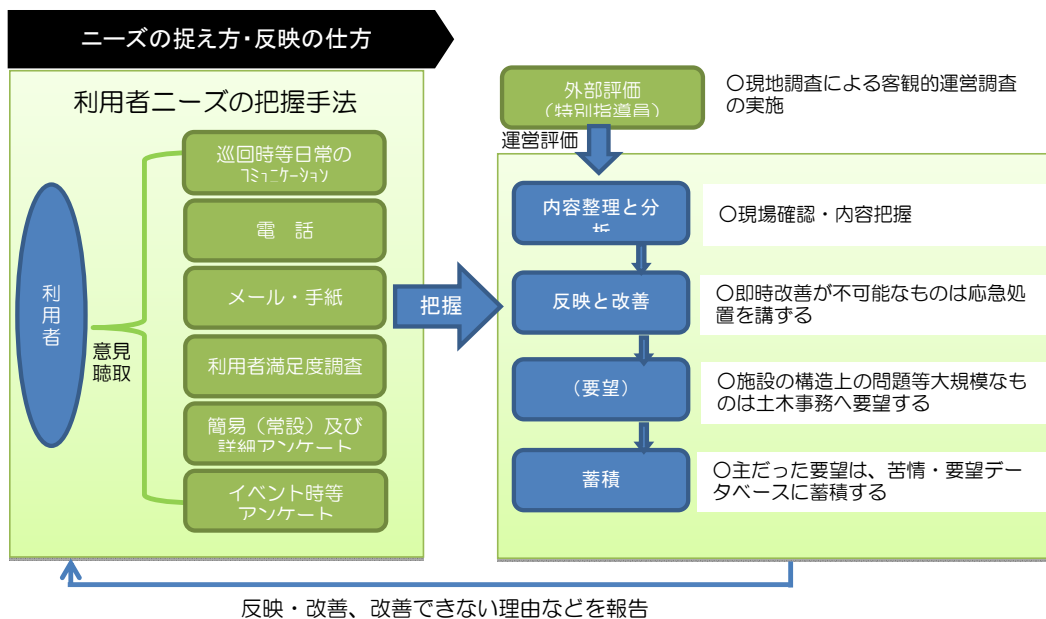
イ 公平で公正な利用を保つために

公平で公正な利用を保つには、利用指導をする職員同士が同じ目線で情報を共有し、利用者に対応しなければなりません。内部研修において都市公園条例第3条「行為の制限」及び第5条「行為の禁止」など公園を利用するに当たって必要な関係法令やルールを理解し習得するほか、ミーティングや他の公園との合同勉強会を通し、公平で公正な利用について事例と情報を共有します。

(4) 利用者のニーズの捉え方及び反映

ア 利用者の満足度を高めるために

ニーズを把握・分析し、結果を管理運営に反映していくことは、利用者(顧客)満足度を高めるために重要です。日々のコミュニケーションや電話、手紙(メール)、アンケート等でいただいた利用者からの貴重なご意見は、反映と改善に努め、その結果を利用者へフィードバックします。



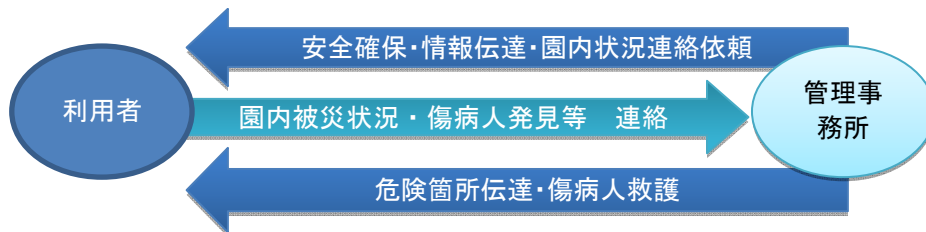
イ 外部評価によるニーズの把握

特別指導員による現地調査により、客観的に運営を評価してもらい、指摘事項や意見など評価結果は業務改善項目として整理しデータ化するとともに順次対応します。

(5) 災害時の活動及び利用についての説明及び広報

ア 災害が発生したら

管理事務所の開所時間に災害が発生したときには、来園者の安全確保と混乱回避を第一とし、放送や巡回（口頭）により正確な情報を提供するとともに、避難誘導を行います。



※災害発生時の連絡及び対応体制は「緊急時の体制（２）」に基づき実施します。

イ 利用についての周知

発災により園内施設の利用に制限（例えば、崩壊崩落等や救護施設の設置など）が発生することが予想されます。私たちは放送や巡回で周知するほか、園内図に制限箇所を明確に表し掲示するなど、伝え漏れが発生しないように努めます

ウ 災害への備えとしての広報

本公園は広域避難場所となっています。災害が発生した時に、本公園に避難してきた被災者の混乱を最小限にするため、日頃から公園利用者や地域の方々に避難場所に対する認識を与え安心感を提供することが必要と考えます。

私たちは県土木事務所や相模原市・地域自治会などの自主防災組織と、災害直後・復旧時の園内利用や注意事項について協議調整し、ホームページや園内掲示版などの広報媒体を利用し周知することに努めます。

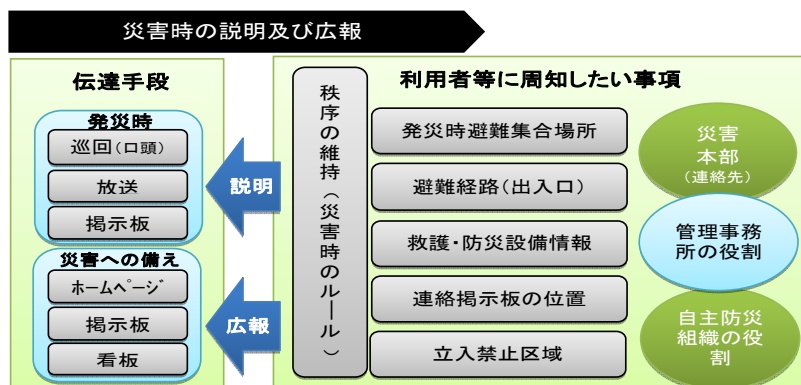
エ 安心への配慮

人は手を繋ぐことでストレスや不安が軽減されるといいます。私たちは、動揺が特に激しい利用者に対しては、なるべく「手を取り目を見て」話しかけることにより安心感を与えます。

発災時は特に「ゆっくり・はっきり」とした落ち着いた口調で対応できるように職員に周知・訓練します。

オ 苦情要望には優先順位をつけます

発災時は混乱が予想されるため、きめ細かに苦情要望に応えることができません。発災初期においては安全及び人命にかかわることを最優先とし対応します。そのような私たちの活動（行動）について、優先事項の明文化等により被災者（利用者）に理解と協力を求めます。



計画書 10 「利用促進方策」

○当該公園が、より多くの人に利用されるための方策

公園をより多くの人に知ってもらい、ご利用いただくためには、「公園の魅力や資源の発掘、ニーズの把握と利活用プログラムへの展開、情報発信(案内)、地域や県民との協働による実施(運営)、次回へのフィードバック」という、利用促進に関する取り組みをトータルにプロモートすることが重要になると考えます。利用促進の方策の提案にあたり、上記の考えを踏まえ、本公園におけるこれまでの取り組みの成果をもとに地域の活性化につながり地域の誇りを育む利用促進の方策を提案します。

(1) 利用促進のためのイベントの開催 (閑散期の園内施設の有効活用についても記載)**ア 津久井湖城山公園利用促進事業**

私たちは、平成 18 年度からの本公園の指定管理者としての経験と実績を踏まえ、地域関係団体との連携・協働し各種イベントや体験学習等を開催する他、地域と一体となった利用促進を図ります。

イ 利用促進のための新たな展開 ～「津久井元気プロジェクト」の推進

本公園は、上記のようにこれまで津久井を中心とした自然と歴史、地域の文化醸成等を基本として各種利用促進プログラムを実施してきました。今後の展開は、**地域の物産や経済の活性化に貢献することに特化してよりいっそうの充実化**を図り、「津久井元気プロジェクト」として推進していきます。これにより、いっそうの地域との交流を深めて活性化を図ると共に、一般来園者にとっても楽しいプログラムとなり、公園利用促進につなげていきます。

■ 森のコンサート

主に津久井地域の出演者が森の中のステージで行うコンサート⇒変化のあるプログラムを作っていきます。メディアに大きく取上げられ地域からの出演者や地域住民が誇りに思うようなコンサートを目指します。

■ ルピナスまつり

水の苑地でのルピナス開花時の地域まつり⇒ルピナスを介し地域商工関係者のネットワークが培われ、地域の活性化に寄与することを目指します。

■ 収穫感謝祭

公園で栽培した小麦等のうどん打ち体験試食やさまざまな体験企画で、地域と協働した祭り⇒地域住民が主体的にさまざまな地域文化と歴史を次世代の子どもたちや広域からのお客様に対して地域を PR するような場の創出を目指します。

■ のろし上げイベント

津久井城でのろしを上げ、小田原までのろしリレー⇒狭域で「どこから津久井城ののろしが見えるか?」ということから始め、近隣教育委員会と連携し、最終的には小田原城までのろしリレーを行います。地域の歴史資源の広域 PR により、城山の歴史を地域の誇りとして育む心を培うことを目指します。

■ つくい逸店昼市

津久井商工会と協働した地域の特産品の物産市⇒津久井在来大豆や、「津久井城酒」等公園オリジナル商品の開発を商工関係者と連携して行い、この市でのみ販売する限定性により、広域からの集客を目指します。

■ オオムラサキプロジェクト

NPO 里山津久井と協働した、国蝶オオムラサキの観察と保護活動⇒「里山津久井をまもる会」との連携を強化し、オオムラサキ保護の地域拠点となることを目指します。

■ 津久井在来大豆復活プロジェクト

津久井在来種の大豆を公園を中心とした地域で栽培⇒津久井在来大豆の公園での栽培で PR することによって地域おこしの起爆剤とし、地域名産品とすることを目指します。

津久井城址・城山地区での利用促進事業展開**● 「城山キャスリング」「自然観察会」の継続拡充**

登山道や園地開園により、参加者のニーズやレベルに応じたガイド・観察会を実施します。内容には山頂発掘調査の成果を取り入れるなど、常に新しい情報を盛り込んでいき、常に安全な実施を図ります。

● 「団体登山案内」の継続拡充

10名以上の予約制で実施している登山案内も、上記「城山キャスリング」「自然観察会」等のようにバージョンアップしていきます。

● 「城山保全隊」の継続

地元の関係機関、ボランティアの方々との協働のもと、ゴミ拾い等の保全活動を実施します。これは、地元の方々に城山に対する愛着心を深めてもらおうとする目的で行うものです。既存の実行委員会の事務局を公園協会が勤めます。

● 年齢等ターゲットを絞った歴史・自然登山ガイドの開催

お年寄りや障がい者など、ターゲットを絞った歴史・自然ガイドを行い、幅広い利用者層への城山への興味を喚起します。

● 補足的簡易解説板の設置

城山の歴史や自然に関する、既設の解説板の補足となる、移動や更新が容易な簡易式解説板を設置して利用者の興味をタイムリーに、かつきめ細かく喚起していきます。

● 城山全体を使ったオリエンテーリング的要素のあるイベントの開催を目指して準備を行います。

● 四半期に1回の割合で、城山の自然や歴史、公園事業等に関する情報リーフレットを作成し配布します。

● 城山の歴史、自然情報を盛り込んだガイドブックの作成を目指して、市民との協働によるワークショップなどを実施します。

*** 提案書の見直し**

提案書の見直しを実施し、提案内容を一部変更いたしました。

● オオムラサキプロジェクト⇒いきものプロジェクトに編入（後述 P.51）

* 提案書記載イベント（平成 22 年度当初見直し版）

※ 枠の色は 赤：閑散期に行うもの 黄：新規イベント 水色：上記で抽出したイベント 緑：H22 年度当初変更したものの

開催時期	イベント名等	連携・協働団体	開催実績	H21～25 の取り組み	
月 間 行 事	4 月	津久井湖さくらまつり	さくらまつり実行委員会	継続 ニーズに応じて新たな企画を提案します	
	5 月	森のコンサート	地元プロ・アマチュア音楽家	継続	上記に詳細あり
		春の花植え会	津久井ヶ丘幼稚園	継続	ボランティアの拡大を図ります
		ルピナスまつり	城山商工会、城山町観光協会、相模原市	継続	上記に詳細あり
	6 月	梅ひろい体験	—	継続	園内での収穫物を体験活動に役立て、有効利用をすすめます
		小麦の収穫体験	畑耕作ボランティア	新規	提案のソバを地域性のある小麦に変更し、実施していきます
	7 月	城山保全隊（除草等保全活動）	相模原市津久井経済課、城山経済環境課、緑の風、ビレッジ若あゆ、東京神奈川森林管理署	継続	実行委員会組織を確立し、ボランティアの拡大をすすめます
		よりの公園をたんけんしよう！	公園協力ボランティア	継続	内容を充実します
	10 月	もりの音楽会（教育機関・一般）	地元アマチュア音楽家・小学校や保育園等教育機関		実行委員会化します
		草花植えつけ隊	公園協力ボランティア	継続	広報による参加者の拡大を図ります
		小麦の種まき体験	畑耕作ボランティア	新規	地域性のある小麦に変更し体験活動を充実します
	11 月	収穫感謝祭	地元自治会ほか	継続	上記に詳細あり
		花の植付け	中野保育園、串川東部保育園	継続	時期を変更し実施します 関係保育園を拡大します
	12 月	公園交流会（地元との意見交換）	根本自治会	継続	実施月を変更します 小網自治会や城山自治会とも連携します
	1～3 月	竹細工教室、しいたけ菌打ち体験、野外遊びや自然体験など	公園協力ボランティア	継続	一定期間中、毎週休日に県民参加を得て実施します
		園内美林活動（樹林地の保全）	公園協力ボランティア	継続	継続、充実し、園内発生材を有効活用します
	1 月	自然、歴史環境他ボランティア養成講座	内部・外部講師など	継続	環境教育に限定せず、公園での指導者を増やします
	3 月	城山保全隊	相模原市津久井経済課、城山経済環境課、緑の風、ビレッジ若あゆ、東京神奈川森林管理署	継続	ボランティアの拡大
		遊具の点検、ご一緒に！	地元子どもの保護者（母親）	継続	毎年定着させます

開催時期	イベント名等	連携・協働団体	開催実績	H21～25の取り組み
月2回	花壇ボランティア	公園協力ボランティア	継続	ボランティア連携を強化
	畑耕作ボランティア	公園協力ボランティア	継続	ボランティア組織の自立化を目指します
年1回	のろし上げイベント	近隣各教育委員会	継続	(ア)を参照
年2回	津久井ふるさと談義・むかしがたりなど歴史関係講座	グリーンカレッジつくい運営委員会 他	継続	テーマを変えながら継続談義録は冊子として利用者に情報提供します
年4回	ネイチャーゲーム	グリーン相模原ネイチャーゲームの会 公園協力ボランティア	継続	参加者の拡大をはかり、内容を充実させます
	歴史ガイドウォーク	公園協力ボランティア	継続	より広汎な地域から集客します
年6回以上	自然観察会	公園協力ボランティア	継続	さまざまなジャンルのボランティア講師と連携し、参加者に多様な情報を提供します
年7回	つくい逸店昼市	津久井町商工会	継続	(ア)を参照
随時	クラフト体験教室	—	継続	年間を通して、公園内にある季節に合わせた手作り体験を提供していきます
季節毎の開催行事	オオムラサキプロジェクト(観察と保護活動)	公園協力ボランティア	継続	(ア)を参照 オオムラサキのほか公園での希少物についての保護活動もすすめていきます
団体調整を要する行事	子育て支援(未就園児の自然体験 冒険遊び 自然遊び)	公園協力ボランティア	継続	近隣からはじめ、広域にまで発展させます 子どもたちが成長していく中で冒険遊びへの発展を目指します
時期に合わせて開催する事業	中世戦国農園	公園協力ボランティア	継続	品種を増やし、興味あるボランティアの方の協力を得て進めていきます。 収穫物は公園特産物としての商品化を検討します
	発掘調査見学会(その都度)	相模原市他	継続	常に調査担当機関と連携し見学会の共催とその最新情報展示を行ないます
	団体歴史ガイド(城山登山を含む)	公園協力ボランティア	継続	ガイドボランティアの育成・組織化を図ります
	教育機関への出張授業・ボランティア体験受け入れ	地域の小中学校・高校	継続	地域のより多くの教育機関に出張します
	かながわ県立公園フォトコンテスト及びフォトコンテスト写真展	(財)神奈川県公園協会(本部) 他の県立公園	新規	他の公園との連携により、より多くの利用者の来園を促進します
展 示	城山に関する写真展示	公園利用者	継続	自然と歴史に関する展示を実施。他に地元の文化や関連施設との連携展示も進めます
	城山・津久井地域の歴史もしくは文化・自然に関する専門的な展示	自然環境保全センター 相模原市文化財保護課 相模原市立博物館 ほか	継続	
	自然・歴史他城山及び地域に関する展示	公園利用者 協力ボランティア	継続	

*平成23年度の利用促進事業について、以下に特記事項と行事一覧表を掲載いたします。

利用促進のための新たな展開として

●自然関係「いきものプロジェクト」の推進

公園内野生動植物に関心を持つ市民と関係機関との連携を強化し、山野草だけでなく鳥類、昆虫類、哺乳類等の園内に生息する動植物の総合的な保全を図り、公園利用者が自然と親しめる環境づくりを目指します。

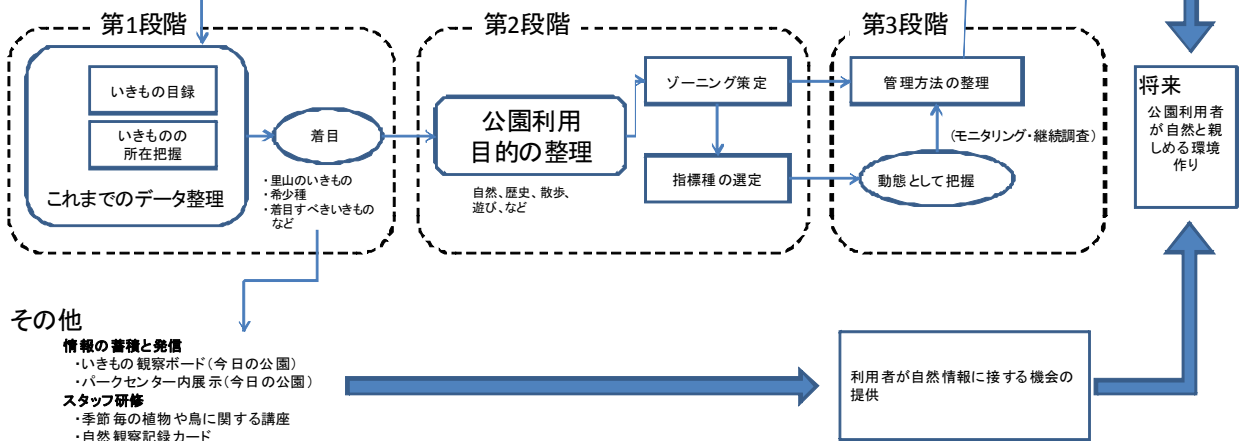
- ・旬な情報の発信（展示、ホームページ）
- ・自然観察会等の自然環境保全意識啓発行事
- ・生き物目録作成、生き物の所在把握のために必要な調査・観察の実施

推進に当たっては、以下の流れを念頭に置いて進めていきます。

いきものプロジェクト
現状の課題

- ・管理計画策定(草刈り・保護)のための情報が不足
- ・スタッフの自然に関する知識・意識向上
- ・自然に対する現状の把握が不足
- ・これまで蓄積した観察データが未整理
- ・いきもの情報の蓄積と発信の充実

課題解決のための流れ



平成 23 年度 利用促進事業計画

分類	イベント名	開催場所	実施予定日	23年度の実施内容
自然体験	自然観察会	根小屋地区	年間 6 回程度	環境保全意識啓発目的を明確にした観察会の実施
	動植物観察会	根小屋地区	適宜	野生動植物の観察会を実施し、保全の重要性を発信すると共に、保護活動を行います。各方面ボランティアと連携を図りながら内容を充実
	ネイチャーゲーム	根小屋地区	年 3 回程度	継続実施
	いきものがたり	研修棟	年 2 回程度	継続実施
歴史体験	城山キャスリング	根小屋地区	4、7、10、1月の第3日曜日	継続実施
	歴史案内登山	根小屋地区・城山	予約制で随時	継続実施
	のろし上げイベント	根小屋地区・城山山頂	10～11月	のろしりレー実現に向かって県内関係各所と調整を図る
	発掘調査見学会 (調査関係機関)	根小屋地区・城山	5月頃	関係機関が行うなら共催
	津久井城舞台	根小屋地区	年数回	役者団体による津久井城の演劇。歴史資源の発信による利用促進が目的
	スライドによる解説	根小屋地区	毎週日曜日 午前・午後	継続実施
	むかしがたり	研修棟	年 2 回程度	継続実施
	津久井城市民参加測量・発掘調査	園内	11月～12月	相模原市教育委員会の主催のもと、市民参加での測量・発掘調査を共同で行います。年数回の勉強会もあわせて行います
地域関連協働	津久井湖さくらまつり	水・花の苑地	4月上旬	実行委員会のメンバーとして実施
	つくい逸店屋市 (津久井商工会)	花の苑地	年 7 回 6～12月	関係者と調整をとって継続拡充
	公園交流会 (根本自治会)	研修棟	年数回	協働体験イベントの実施を含む意見交換の場を設置
	ルピナスまつり (城山観光協会・商工会・相模原市)	水の苑地	5月か6月の日曜日	継続実施。地元観光協会との連携強化。ルピナスの開花に合わせて日程調整
	城山保全隊(相模原市・ピレッジ若あゆ・東京神奈川森林管理署)	園内・城山山中	1～3月の間で実施	園内美化とともに城山の利用環境、自然環境などを地域ぐるみで保全していく活動。前年度までの「園内美林活動」と統合
	寒さもヘッチャラ！ 野外遊びの日 (さがみはらスポーツ・レクリエーションの会)	根小屋地区	冬期	ボランティア団体との共催で継続実施
	うたうたげ	根小屋地区	年 3 回	継続実施
	みんなおいでよ！ 公園であそぼ。	根小屋地区	年 4 回程度	継続実施

分類	イベント名	開催場所	実施予定日	23年度の実施状況
地域関連協働	オカリナフェス	根小屋地区 森のステージ	10月15日	継続実施
	和太鼓演奏	根小屋地区 森のステージ	9月19日	継続実施
	ライトアップ イルミネーション	花の苑地 水の苑地	4月、12月	地域と共同し、桜開花時には桜のライトアップを、冬期クリスマス時期にはイルミネーションの点灯を行う。
	その他	水・花の苑地 根小屋地区	必要に応じて	地域の活性化、ボランティアとの協働など、関係各機関との連携により、利用者に有益であると判断した事業については適宜実施
まつり	収穫感謝祭	根小屋地区	11月27日	継続拡充
音楽会	森のコンサート	根小屋地区	5月 第2土曜日	継続拡充
	もりの音楽会	根小屋地区	10月 第2土曜日	実行委員会形式での実施を検討。
畑耕作体験	小麦・ソバ栽培 中世穀物栽培など	根小屋地区	4月下旬～ 3月上旬 (1年間)	畑ボランティア活動。継続。小麦とソバの二毛作で年間を通じて活動。ボランティアの自発的なイベント企画あるなら実施
	小麦の種まき・収穫体験	根小屋地区	年2回	継続拡充
工作体験	クラフト教室	パークセンター 研修棟	随時	園内発生材料を用いた工作体験。継続拡充
	竹細工教室	根小屋地区 水の苑地	2月 土日の晴天日	継続拡充。閑散期のイベント
花植え	花の植えつけ会	花の苑地 根小屋地区	6月頃	継続拡充
	草花植えつけ隊	花の苑地	10月下旬	継続拡充
ボランティア 関係	花壇ボランティア	花の苑地	第2・4火曜日	継続拡充
	畑ボランティア	根小屋地区	第1・3土曜日	継続拡充
	公園ボランティア	園内	月一回	継続実施
	歴史ボランティア	園内	適宜	継続実施
	自然ボランティア	園内	適宜	イベント・調査等でのボランティア募集
	自然、歴史他 ボランティア勉強会	研修棟	年2回程度	自然、歴史、環境他に関心を持つボランティアと共に学ぶ会
その他	園内収穫物・発生材を使用した体験イベント	園内	年3回程度	筍、梅、柚子など、園内での収穫物を有効利用し、かつ利用者に体験の場を提供できるイベント
	遊具の点検一緒に！	根小屋地区 四季の広場	3月	継続実施。
	中世戦国農園	根小屋地区	—	継続実施。

※上記企画は、材料費及び体験料等を徴収させていただく場合があります。

(2) 利用促進のための広報

津久井湖城山公園を知らない人には公園の紹介等概要を、また、再訪のきっかけとなる季節毎の見頃見所などを広報します。

公園の利用促進に向けて

公園の存在と季節毎の見ごろと見どころ

公園の魅力と理解を深める情報

ア 近隣エリアへの広報

相模原市民、地元自治会、小中学校等近隣の人々へ

地域の公園としての親しみを醸成していきます

イ 広域エリアへの広報・・・「(財)神奈川県公園協会」の公益性を活かします

神奈川県民、首都圏域の方々、各種団体をはじめ広い社会へ

訪ねてみたいという気持ちを抱かせます

これまで、ホームページをはじめ市の広報や新聞等を利用した後方に積極的に取り組み、広報媒体とのパイプを築いてきました。今後もこれらの成果を踏まえ、公園の利用促進や四季折々の魅力を発信するために、ノウハウを活かした広報を積極的に行います。

広報媒体	主体	対象	特徴
案内チラシ	各町会、各小中学校	地域住民	回覧板や学校配布物として津久井湖城山公園でのイベントや見所情報を配布いただけるように依頼していきます。
行政広報	相模原市	相模原市民	「広報さがみはら」等でイベントや見どころ紹介の掲載を働きかけていきます。
公園紹介展示	指定管理者	相模原市民	博物館施設や公民館施設に働きかけて公園紹介展示を行い、そのような施設で対面PRを行ない利用を促進します。
行政広報	神奈川県	神奈川県民	「県のたより」等でイベントや見どころ紹介の掲載を働きかけていきます。
パンフレット	指定管理者	神奈川県民	公園の魅力や情報をお知らせするため、春と秋の行楽シーズンに合わせて発行する「かながわパークナビ」を各公園及び観光協会など県内63施設に配布します。
パンフレット	指定管理者	広域市民	公園紹介パンフレットを作成して、県内各所の都市公園や公共施設、駅等を通じて利用を促進していきます。
城山案内チラシ	指定管理者	広域市民	城山登山案内マップの配布により、あわせて公園の紹介を行ない、利用を促進します。
リーフレット	指定管理者	広域市民	四半期に1回の割合で城山の自然・歴史や公園に関する情報を記載したリーフレットを作成し配布します。
企画広報等	各観光協会 交通機関等	広域市民	津久井観光協会や城山観光協会、京王電鉄等の協力を仰いでチラシ等への公園紹介記事の掲載を働きかけていきます。
ホームページ	指定管理者	社会全般	・(財)神奈川県公園協会本部では、ホームページ「花と緑の情報サイト」で県内の公園情報を提供しています。県立公園の「さくら情報」「紅葉情報」「水遊び情報」企画などでより広域の利用者に来園を促していきます。 ・公園管理事務所では、基本情報に加えて、常に最新の公園の魅力を発信していきます。
ホームページ	神奈川県	社会全般	県立の施設としての基本情報を掲載して利用を促すと共に、指定管理者のホームページへのリンクによってタイムリーな情報提供をしていきます。
メディア	報道各社	社会全般	神奈川県新聞やテレビ神奈川、また「横浜ウォーカー」等の情報誌などのマスメディアへは、イベントや季節ごとの見ごろなど、公園の魅力情報の掲載を働きかけていきます。特に神奈川県新聞とは担当との密な連絡をとり見ごろの花や毎月の行事情報の掲載を働きかけていきます。
園内掲示・展示	指定管理者	来園者	公園の特徴や季節ごとの見どころを直接わかりやすく伝えていきます
フェイス・トゥ・フェイス	指定管理者	来園者	パークセンターでは常に対面で利用者とのコミュニケーションをとり歴史や自然などの最新情報を直接伝えます。また各関係機関のイベント等に出向して対面PRを行なっています。

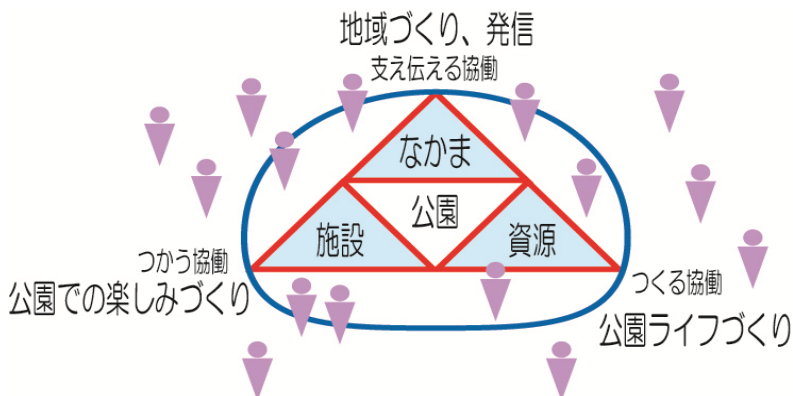
計画書 11 「地域や関係機関との連携」

○地域や団体、関係機関との連携の考え方

私たちは、公園で活動するボランティア等の方々とは、常に公正・公平で平等を基本とした信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて、多くの県民や地域の方々等のご協力を得て多彩な活動を行ってきました。この活動は、ボランティアの方々が自ら楽しむと同時に、来園者の皆さんも参加し楽しむことができるものであり、本公園の特性を活かした企画イベントとして、公園の利用促進に欠かせない活動となっており、今後も、信頼関係を築き地域や関係団体と連携・協働して取り組みます。

(1) 県民及び住民参加、ボランティア団体による協働の取り組みについて

本公園には、現在「SKTボランティア」として約30名ほどの方がボランティア登録されています。「SKT」とは、「好き」「興味がある」「得意」の頭文字で、「興味があることを公園といっしょにやってみませんか?という意味をもっています。様々に「好み」と「パワー」を持った方々です。自然観察や歴史ガイド等々にご活躍いただいています。また、花壇や畑に年間を通して関わってくださる方もいらっしゃいます。それをあえて目的別に分けると



■ 津久井湖城山公園における活動内容等

協働の形態	活動内容	団体名等
楽しみをつくる協働	パークセンターや園内の展示、解説活動等	里山津久井をまもる会／公園協力ボランティア
公園を使う協働		畑耕作ボランティア／花壇ボランティア／公園協力ボランティア
	歴史学習活動	市内の小・中学校、高校／地元幼稚園・保育園 等
	自然観察、環境学習活動	相模原緑の風／グリーン相模原ネイチャーゲームの会／里山津久井をまもる会等
支える・伝える協働	音楽コンサート等、文化芸術活動	ハーモニカ津久井／うたごえ 他
	津久井湖さくらまつり、ルピナスまつり、つくい逸店市等地域イベントの実施	相模原市／城山観光協会／津久井観光協会／城山商工会／津久井商工会
	歴史遺構等発掘調査会の開催	相模原市教育委員会／相模原市立博物館／東海大学

と、なります。今後も私たちは様々な方々と協力することにより、多様なニーズに応え、ともに公園を培っていきたくと考えます。

(2) 地域への貢献についてのこれまでの実績又は提案について

公園の管理運営を通じた周辺観光施設との連携、生きがいやコミュニティ形成の場や機会を提供することで、公園と地域、公園と人、また人と人とのつながりを創りだし、地域の活性化やコミュニティの形成に貢献します。

ア 地域振興の場を提供します。（「つくい逸店市」の継続拡充等）

地域活性化と公園利用促進を図るために津久井商工会と連携して、地元物産品販売活動（つくい逸店市等）を継続して開催します。

イ 地域交流活動を支援します（「森のコンサート」の継続拡充等）

地域の方々の文化・芸術活動等の発表の場として、公園の「水場デッキ」等の場を提供して楽しみの場を提供します。

ウ 郷土愛を育みます（「津久井ふるさと談義」の継続拡充等）

地域団体が主体となって行う地域の歴史や文化を紹介したり共に考えたりするイベントを共催し、地域の歴史・文化を多くの方に知っていただくことで、郷土に対する理解を深める一助とします。

エ 地域の拠りどころとなります

小さな子どもを抱え悩むお母さん方を支援して元気づけたり、ご近所の方がいざという時にあてにしてくれたり、みんなといつでも助けあう、そんな温かい人間関係をもつ地域の拠りどころ、ふるさとのような雰囲気醸成します。



自治会との懇談会



子育て支援

(3) 関係機関（対象管内の他の公園や周辺施設等）との連携の考え方について**ア 多くの方々に「公園を知ってもらい・利用してもらおう」ために！**

- (ア) 私たちは公益法人として、これまで県立公園をはじめとする公の施設の管理運営に取り組み、各施設が連携して相乗効果を持たせ、県立公園を対象とする広報やスタンプラリー、カレンダーの作成などの事業を実施しました。県民の財産である素敵な公園をもっと知ってもらい、利用してもらうため、私たちはこれまでの経験と実績を活かし、
- 対象管内の公園や周辺の学校やコミュニティーセンター、市の施設等と一体となり、情報交換、イベントの企画、協働した広報活動などを展開します。
 - 「首都圏公園緑地9団体連合会」での公園管理運営に関する情報交換や企画などを通じ連携協力して、より広域的な利用層の誘致に取り組みます。

イ 本公園を地域の中核施設とするために！

- 津久井湖城山公園は、中世の城郭遺跡を活用した公園で、地元旧津久井町・旧城山町に跨り、かつては津久井城という関東が誇る山城があった地域で市民の誇りとなっております。そこで、地域と連携し地域関係団体と連携し、情報交換や交換会を開催しネットワーク化を図り、協働した取り組みを行い、地域の活性化に貢献してまいります。また、既存の「全国山城サミット」と連携して開催誘致に取り組みます。

ウ 本公園を花の名所として位置づけるために！

- さくらの名所として知られる「花の苑地」・「水の苑地」のさくらの保護育成を継続するとともに、菜の花、ルピナス、花オクラ等の花壇を充実させ、花いっぱい公園にします。
津久井湖観光センターや津久井湖記念館、企業庁等と連携を図り、湖畔景観の保全と花壇・花木など管理を行い、花まつり等のイベントを協働して開催します。

エ 公園利用者や地域の安全を守るために！

- 本公園は地域特性から、斜面や林地が多いことが特徴です。公園に隣接して民家もあるため、巡視パトロール等で定期的な見回りはもとより、常に安全に留意し、安全点検を行うとともに、警察、消防署など関係機関と連携を図ります。

オ 豊かな自然環境を次世代へ継承するために！

- 公園の身近にある豊かな自然環境を保全し次世代へ継承するため、生態系の生息調査等を、森林や動植物の専門家などの協力を得て実施し、自然環境の保全を図ります。

平成23年度の取り組み

- ・園内での団体、ボランティアの活動がより活発に、安全に、公平に行われるよう、活動に際してのルール等を整備していきます。
- ・すでに活動しているボランティア（花壇、畑、歴史）については、年間活動計画を策定し、目的、対象作業を明記し事業を実施します。
- ・持込み企画については企画書の提出を原則とし、津久井治水センターまたは、関係機関と調整後、適正と判断したものはその活動を認めます。